

日本のまんなか 水と緑といで湯の街 渋川

第2期渋川市障害福祉計画



平成21年3月

渋川市

第2期渋川市障害福祉計画目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画策定の目的	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の構成	5
第6節 第1期計画策定時からの変更点	8
第2章 障害者をめぐる現状	11
第1節 障害者数の推移	11
第2節 アンケート調査から見る渋川市の現状	16
第3章 障害福祉計画	34
第1節 施策の体系	34
1 計画の体系	34
2 サービスの内容	35
第2節 障害福祉計画の基本目標	36
1 施設の入所者の地域生活への移行	36
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	37
3 福祉施設利用者の一般就労への移行	37
第3節 障害福祉サービスの利用実績と第2期における見込量	38
1 訪問系サービス	38
2 日中活動系サービス	40
3 居住系サービス	48
4 指定相談支援	50
5 その他	51
第4節 地域生活支援事業	52
1 相談支援事業	52
2 コミュニケーション支援事業	54
3 日常生活用具給付等事業	56
4 移動支援事業	58
5 地域活動支援センター	59
6 その他の事業	60

第5節	渋川圏域ビジョン	63
1	圏域の障害者の状況	63
2	圏域の現状と課題	63
3	圏域のサービスごとの利用者数	63
4	圏域のサービス供給体制	64
5	圏域内の施設の設置状況	64
6	圏域の数値目標	65
7	取り組みの方向性	65
第4章	計画の推進	66
第1節	計画の周知	66
第2節	計画の推進体制の確立	66
第3節	国・県・近隣市町村との連携	66
第4節	障害者の障害者施策への参加	66
第5節	計画の達成状況の点検及び評価	66
【資料編】		
1	第2期渋川市障害福祉計画策定要領	67
2	渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱	69
3	渋川市障害福祉計画策定委員会名簿等	70
4	渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱	71
5	渋川市障害福祉計画策定懇話会名簿	72
6	障害者自立支援法第88条(市町村障害福祉計画)抜粋	73
7	渋川市障害福祉計画策定の経過	74
8	各圏域のサービス供給体制	75
9	障害福祉サービスの対象者	76
10	本市が取り組んでいる障害福祉計画に位置づけられている事業以外の主な事業	80
11	障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系	81
12	用語集	82

第1章 総論

第1節 計画策定の背景

1 障害者*福祉をめぐる動向

(1) 障害者基本法の改正と発達障害*者支援法の施行

平成16年(2004年)6月、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。

また市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)を策定することが義務づけられました。

平成17年(2005年)4月には発達障害者支援法が施行され、これまで法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされなかった発達障害児(者)に対する支援と、発達障害の定義と法的な位置づけが確立されました。

(2) 障害者自立支援法の施行

平成18年(2006年)4月には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。同法の主な特徴としては、障害福祉サービスの一元化、市町村が実施主体に、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化・明確化等が挙げられます。市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)を策定することが定められました。

(3) 障害者自立支援法をめぐる動向と見直しの動き

障害者自立支援法はいくつかの問題点が指摘されています。その中では、1割を原則とする利用者負担、事業者の減収、サービスの質・人材確保の困難、抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れが課題として挙げられています。

国では、平成19年度・平成20年度の特別対策として、低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。(図表1)

さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。(図表2)

「*」は用語集参照

また、障害者自立支援法施行後3年の見直しに向けて、負担軽減策の対象となっていない課税世帯(特に障害児のいる世帯)の利用者負担、世帯収入を単位とする負担上限額の区分、障害程度区分の認定基準、福祉人材の確保などの課題も残されており、現在議論が行われています。

図表1 平成19年度・平成20年度の特別対策(抜粋)

<p>低所得者世帯への月額負担上限額の軽減</p> <p>負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 1/4) 軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで) 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施 入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除) <p>事業者に対する激変緩和措置</p> <p>日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧体系 従前額保障の引上げ(80% 90%) 旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設 通所事業者 送迎サービスに対する助成 <p>新法移行等のための緊急的な経過措置</p> <p>直ちには移行できない事業者の支援と法施工に伴う緊急的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模作業所等に対する助成 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初年度経費の助成 制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

図表2 平成20年度抜本的な見直しに向けた緊急措置(抜粋)

<p>利用者負担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減 軽減対象となる課税世帯の範囲拡大 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し <p>事業者の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所サービスに係る単価の引き上げ 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和 各サービス利用時の報酬加算 <p>グループホーム等の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備に対する助成

2 本市における障害福祉施策状況

本市は、県のほぼ中央に位置し、榛名東麓、赤城西麓、子持山麓に抱かれ、温泉にも恵まれ、豊かな環境と諸条件が整った優れた地勢を活かし、数多くの障害者福祉施設があります。

障害者自立支援法施行による新体系への円滑な移行と、激変緩和措置を講ずる中で、障害福祉サービスの利用者負担額の軽減措置が実施され、これに伴い市として新たな財政支援を行いました。

また、事業者の経営基盤の強化と円滑化のため一定の報酬を確保し、通所サービス利用促進事業などについても支援を行ってきました。

平成18年2月、6市町村合併による新渋川市が誕生し、地域の一体感の醸成と障害者福祉サービスの一元的な向上を目指す中、平成18年度から平成20年度にかけて、市内すべての小規模福祉作業所を地域活動支援センターに移行して日中創作活動等の場を5か所設けました。

障害者相談支援事業については、障害者からの様々な相談に応じるため渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託し、平成18年度に渋川広域障害福祉なんでも相談室を開設しました。平成20年度からは専門的職員を増員し、障害福祉施策に対する説明会や障害者家庭への訪問を実施するなどきめ細かな相談支援充実・強化事業を行っています。また、障害児を育てる親のための環境の整備（福祉庁舎にキッズルームを整備）や渋川市手をつなぐ育成会に委託して障害児療育支援のため体験事例集等を作成し、社会全体で支援する態勢を整えてきました。さらに、バリアフリー*なまちを目指して、オストメイト*対応トイレを公共施設7か所に設置し、障害者にも住みやすい安全・安心なまちづくりに引き続き取り組んでいきます。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、平成18年度に策定された「渋川市障害福祉計画（第1期）」の実績を踏まえ、障害者基本法第9条第3項に基づく「渋川市障害者計画（目標年度は平成23年度）」と整合を持たせ策定するものです。障害者施策に関する基本的な計画を定めた障害者計画を実現するために、障害福祉計画が具体的な数値目標や障害福祉サービス等の見込量を定めています。

策定に当たっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や、県の「群馬県障害者計画2006バリアフリーぐんま障害者プラン3」に沿って検討を進めました。

また、本計画は、「渋川市総合計画」（平成20年3月策定）との整合性を図りながら策定しました。

（6、7ページ図表3参照）

第3節 計画策定の目的

本計画は、平成18年度に策定した「渋川市障害福祉計画（第1期）」の実績を踏まえ、点検と基本方針に即した見直しを行い策定します。また、本計画には本市の特性を盛り込み、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障害者福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とするものです。

第4節 計画の期間

本計画は第2期障害福祉計画であり、目標年度である平成23年度までの施策の目標を定めます。計画の期間は、第1期（平成18年度から平成20年度）の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度の3か年とします。

計画の期間

計画期間	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
3年間	第1期障害福祉計画 (平成18年度～平成20年度)					
3年間			見直し期間	第2期障害福祉計画 (平成21年度～平成23年度)		

第5節 計画の構成

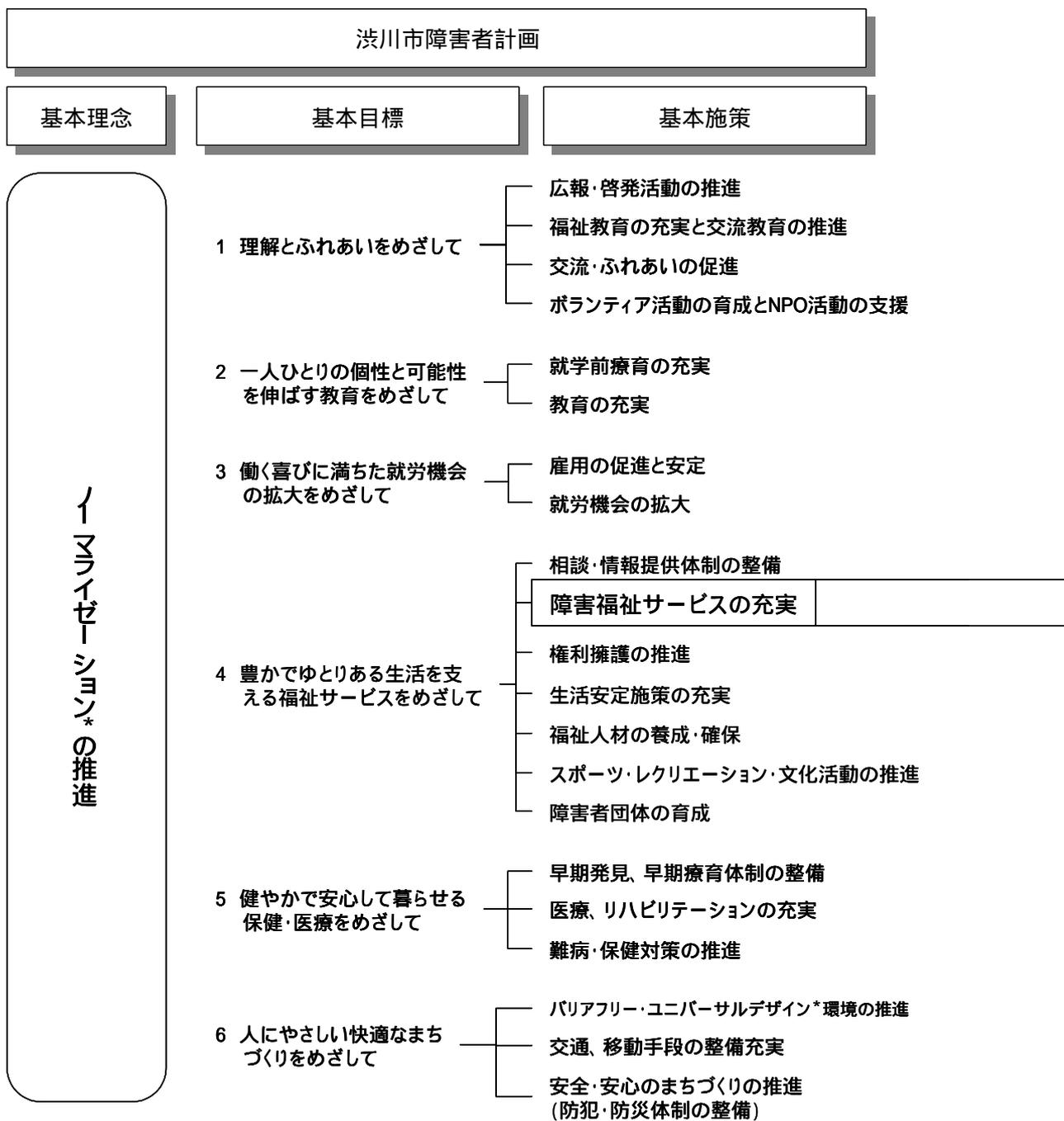
1 基本計画（基本目標）

基本計画は、国が定める「基本指針」を踏まえて、基本的施策を総合的・体系的に定めるもので、実施計画の基礎となるものです。

2 実施計画（障害福祉サービス見込量）

実施計画は、基本計画において定めた基本的施策を効率的に実施していくために定めるもので、予算編成や施策の指針となるものです。期間は原則として3か年とし、第1期（平成18年度～平成20年度）と第2期（平成21年度～平成23年度）からなり、各年度の取り組むべき目標を定めています。第1期計画の最終年度に社会経済情勢や財政状況及び第1期計画の達成度（実績）などを勘案しながら、第2期（平成21年度～平成23年度）を策定します。

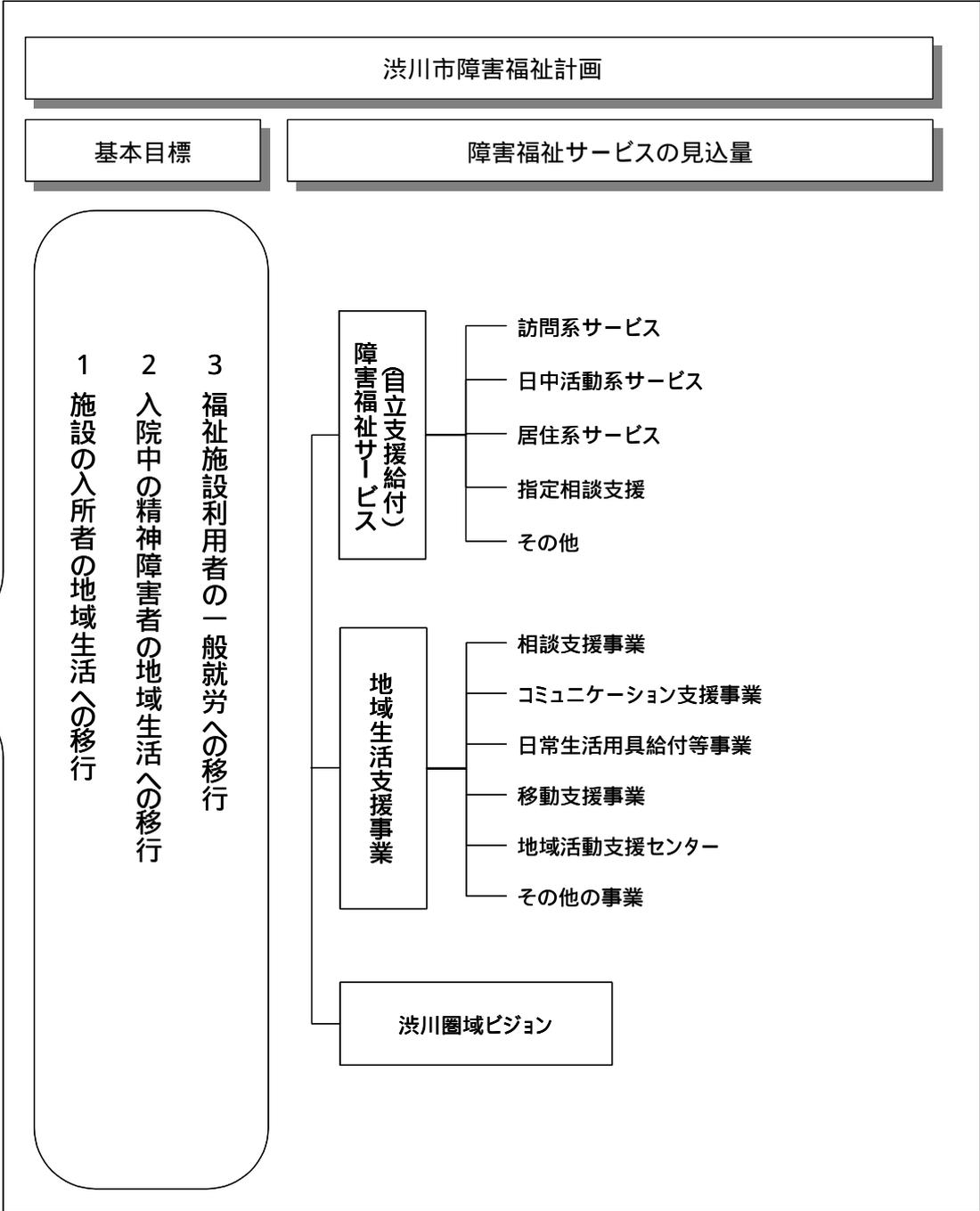
図表3 渋川市障害者計画と渋川市障害福祉計画の位置づけ



(参考) 障害者計画との関連

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっています。



第6節 第1期計画策定時からの変更点

1 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方について

国では、第2期障害福祉計画策定における留意点として、以下のように示しています。

- ・第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置づけ。
(第1期：平成18年度～平成20年度 第2期：平成21年度～平成23年度)
- ・第1期計画が実際に策定された時期は、多くの自治体において平成18年度末であった。
- ・このため、第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は、基本的には第2期計画の策定に当たっても変更しない。
- ・一方、障害者自立支援法の施行時期との関係から、第1期障害福祉計画の策定作業は、法施行事務作業と平行して行われたこと等から、計画内容について十分な検討ができなかった自治体も多いと推察。
- ・各自治体においては、第2期計画の策定に当たり、第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討することが重要。
- ・当該分析・検討を踏まえ、目標値を適切に補正(上方・下方)するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが必要。
- ・ただし、退院可能精神障害者数及びその減少目標値については、第1期計画で設定した数値を踏襲。現在行われている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえて、改めて目標値の設定方法等について提示。
- ・また、別途、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数を設定し、これに必要な指定障害福祉サービス等の見込量を設定。

(出典：平成20年9月29日厚生労働省資料3ページ)

2 第1期計画策定時からの変更点

第2期渋川市障害福祉計画を策定するにあたり、国の示す方向性を踏まえ、以下の点に留意するものとします。

県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等に関する事項

- ・県が圏域単位を標準として計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、関連する内容を市町村障害福祉計画に反映させる必要があります。

障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

- ・退院可能精神障害者の地域生活への移行を促進するため、県は市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、この事業による平成23年度末までの退院者数の目標値を踏まえて、平成21年度末から平成23年度末までの各年度の退院者数の目標値を設定したうえで、当該目標値を踏まえ、必要となる各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込を定めることとなっています。

相談支援体制の充実・強化に関する事項

- ・地域における適切なサービス利用を支える相談支援体制のさらなる充実・強化が必要との認識のもとで、地域自立支援協議会の在り方を計画上明確に位置づける必要があります。

一般就労への移行支援の強化に関する事項

- ・県が「工賃倍増五か年計画」を作成した場合、平成23年度の目標工賃等の概要について県障害福祉計画上に記載し、周知を図るとともに、福祉施設等における障害者の雇用確保の観点から、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取り組みを進めることとされました。

虐待防止に関する取り組みの強化に関する事項

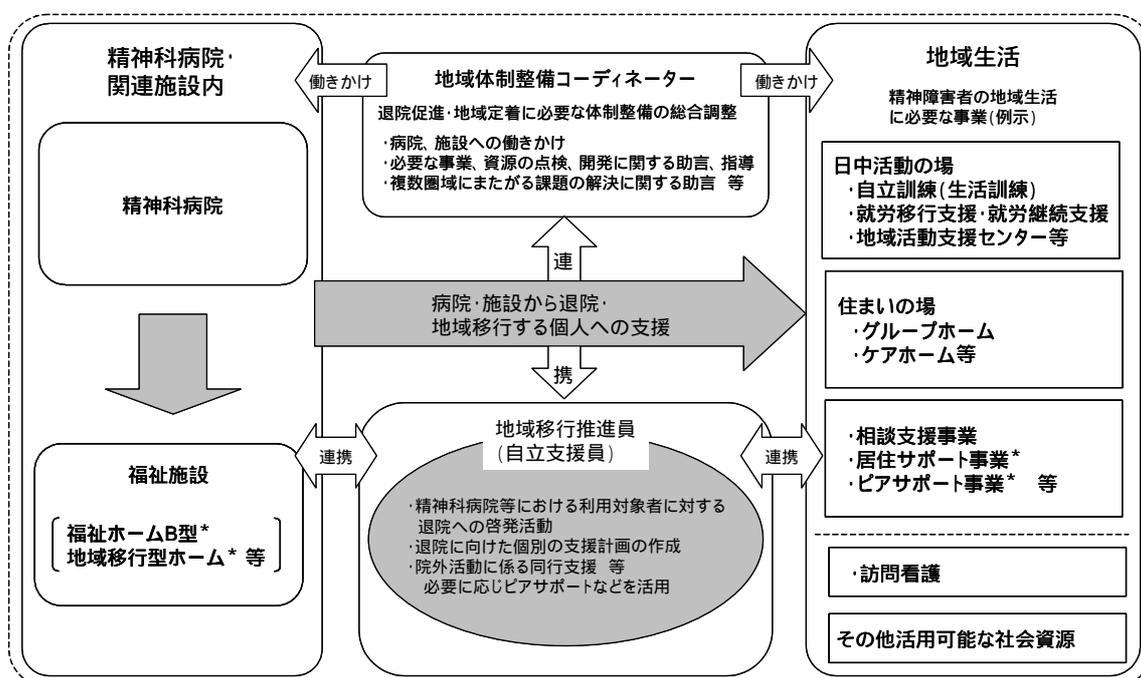
- ・障害者に対する虐待防止に関する取り組みが一層求められていることから、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応などについて、地域全体でシステム整備を行うことが必要なことから、これらに関する記載を計画に盛り込むこととなりました。

10ページ参照

【精神障害者地域移行支援特別対策事業】

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員（自立支援員）*を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者への地域生活への移行を着実に推進する。

精神障害者地域移行支援特別対策事業のイメージ図



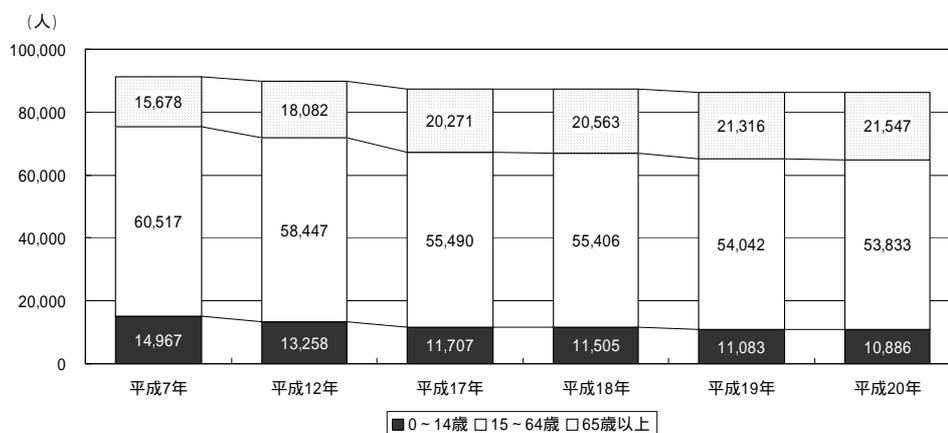
第2章 障害者をめぐる現状

第1節 障害者数の推移

1 総人口

本市の人口（平成17年以前は旧市町村の合計）は、平成12年の国勢調査で9万人を下回り、その後減少傾向となり平成20年では86,266人となっています。年齢別を見ると、少子高齢化の傾向が顕著に現れ、平成20年では年少人口（14歳以下）12.6%、高齢人口（65歳以上）25.0%となっています。

総人口の推移



総人口の推移

(単位：人)

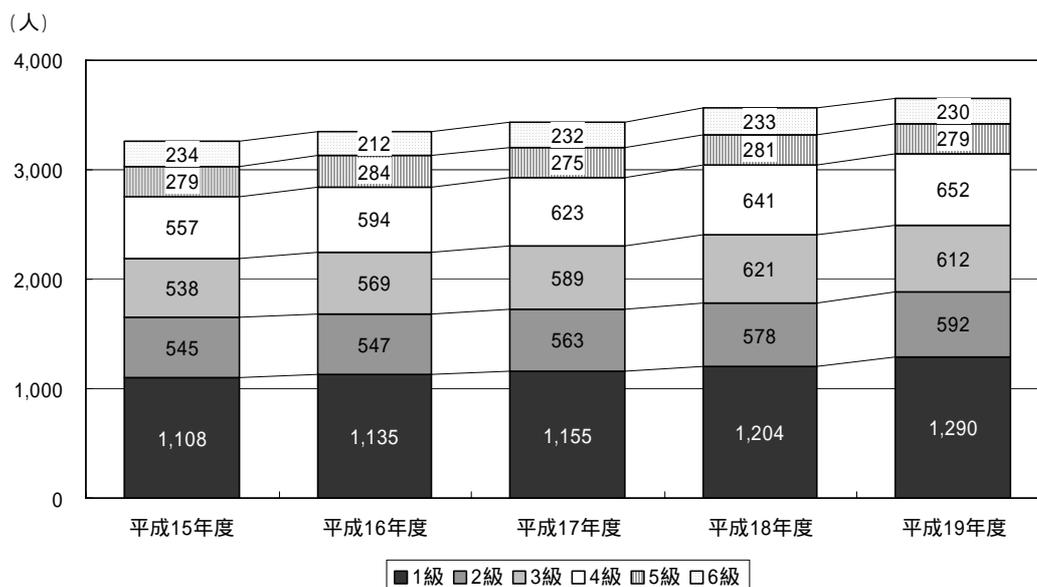
		平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	伸び率 H7 H20
総人口		91,162	89,795	87,469	87,474	86,856	86,266	5.4%
年齢別人口	0～14歳	14,967 16.4%	13,258 14.8%	11,707 13.4%	11,505 13.2%	11,218 12.9%	10,886 12.6%	27.3%
	15～64歳	60,517 66.4%	58,447 65.1%	55,490 63.4%	55,406 63.3%	54,544 62.8%	53,833 62.4%	11.0%
	65歳以上	15,678 17.2%	18,082 20.1%	20,271 23.2%	20,563 23.5%	21,094 24.3%	21,547 25.0%	37.4%
世帯数		27,771	28,685	29,157	30,517	30,722	31,009	11.7%
1世帯当たり人員		3.28	3.13	3.00	2.87	2.83	2.78	15.2%
産業別就業者数		46,574	44,697	43,465				
産業別内訳	第1次産業	4,640 10.0%	3,908 8.7%	3,695 8.5%				
	第2次産業	15,494 33.3%	14,344 32.1%	12,758 29.5%				
	第3次産業	26,440 56.8%	26,445 59.2%	26,795 62.0%				

平成7年～平成17年は国勢調査、平成18～20年は9月末現在住民基本台帳

2 身体障害*者

身体障害者手帳*の所持者（平成17年度以前は旧市町村の合計）は、近年3千人台で推移しており、平成19年度には3,655人となっています。特に最近5年間では増加傾向にあります。手帳の等級については、いずれの年も1級と2級でほぼ5割となっており、平成19年度では1級が35.3%、2級が16.2%、合計51.5%となっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

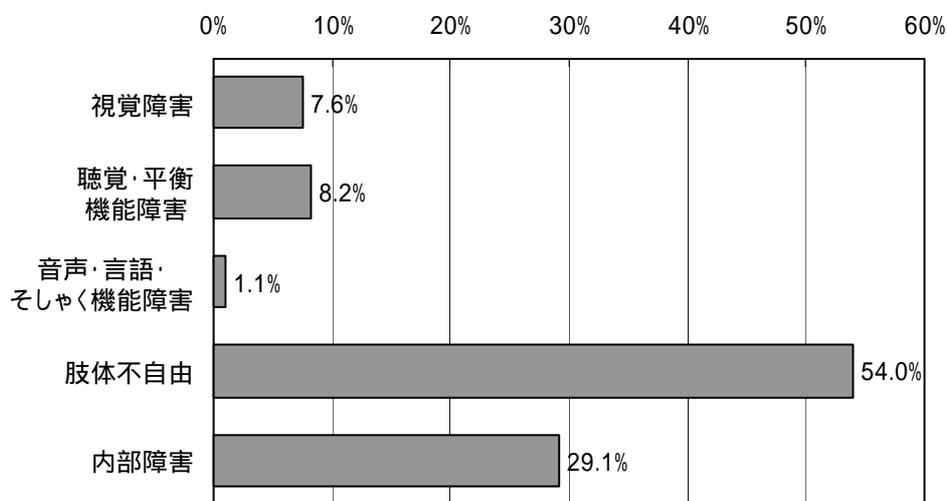
		平成	平成	平成	平成	平成	伸び率	
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	H15	H19
等 級	合計	3,261 100.0%	3,341 100.0%	3,437 100.0%	3,558 100.0%	3,655 100.0%	12.1%	
	1級	1,108 34.0%	1,135 34.0%	1,155 33.6%	1,204 33.8%	1,290 35.3%	16.4%	
	2級	545 16.7%	547 16.4%	563 16.4%	578 16.2%	592 16.2%	8.6%	
	3級	538 16.5%	569 17.0%	589 17.1%	621 17.5%	612 16.7%	13.8%	
	4級	557 17.1%	594 17.8%	623 18.1%	641 18.0%	652 17.8%	17.1%	
	5級	279 8.6%	284 8.5%	275 8.0%	281 7.9%	279 7.6%	0%	
	6級	234 7.2%	212 6.3%	232 6.8%	233 6.5%	230 6.3%	1.7%	

各年度末現在、社会福祉課資料

身体障害者手帳所持者における障害の種類に関しては、平成19年度で、肢体不自由が54.0%、内部障害が29.1%となっています。近年の傾向としては、肢体不自由、内部障害の方が増加しており、内部障害の方は平成18年度に千人を超えました。

また、視覚障害7.6%、聴覚・平衡機能障害8.2%、音声・言語・そしゃく機能障害は1.1%となっており、近年では増加傾向にあるものの、大きな増加はありません。

障害別身体障害者手帳所持者（平成19年度）



N = 3,655

障害別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害の種類	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率 H15 H19
	合計	3,261 100.0%	3,341 100.0%	3,437 100.0%	3,558 100.0%	3,655 100.0%
視覚障害	275 8.4%	265 7.9%	271 7.9%	277 7.8%	277 7.6%	0.7%
聴覚・平衡機能障害	284 8.7%	286 8.6%	294 8.6%	300 8.4%	301 8.2%	6.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	32 1.0%	36 1.1%	34 1.0%	37 1.0%	39 1.1%	21.9%
肢体不自由	1,760 54.0%	1,795 53.7%	1,861 54.1%	1,914 53.8%	1,975 54.0%	12.2%
内部障害	910 27.9%	959 28.7%	977 28.4%	1,030 28.9%	1,063 29.1%	16.8%

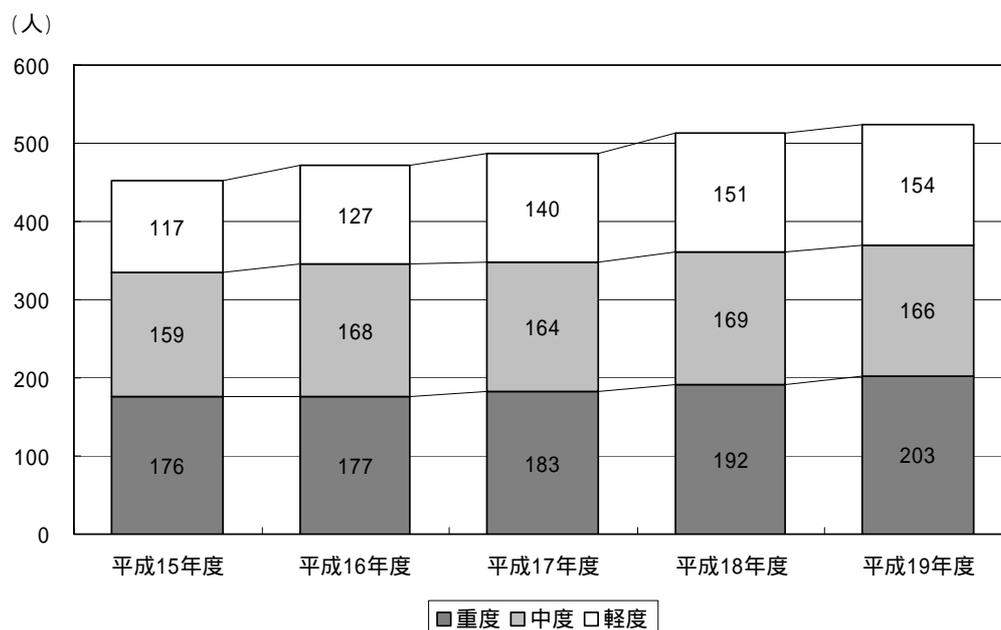
各年度末現在、社会福祉課資料

3 知的障害*者

療育手帳*所持者は平成15年度で452人となっており、その後は増加傾向で平成19年度では523人となっています。その中でも軽度及び重度の方の増加が著しく、軽度は平成15年度に比べ37人の増加、重度は27人の増加となっています。

また、平成19年度の等級内訳は、軽度29.4%、中度31.7%、重度38.8%となっています。

等級別療育手帳所持者数の推移



等級別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	伸び率 H15 H19
合計		452 100.0%	472 100.0%	487 100.0%	512 100.0%	523 100.0%	15.7%
等級	重 度 (A)	176 38.9%	177 37.5%	183 37.6%	192 37.5%	203 38.8%	15.3%
	中 度 (B1)	159 35.2%	168 35.6%	164 33.7%	169 33.0%	166 31.7%	4.4%
	軽 度 (B2)	117 25.9%	127 26.9%	140 28.7%	151 29.5%	154 29.4%	31.6%

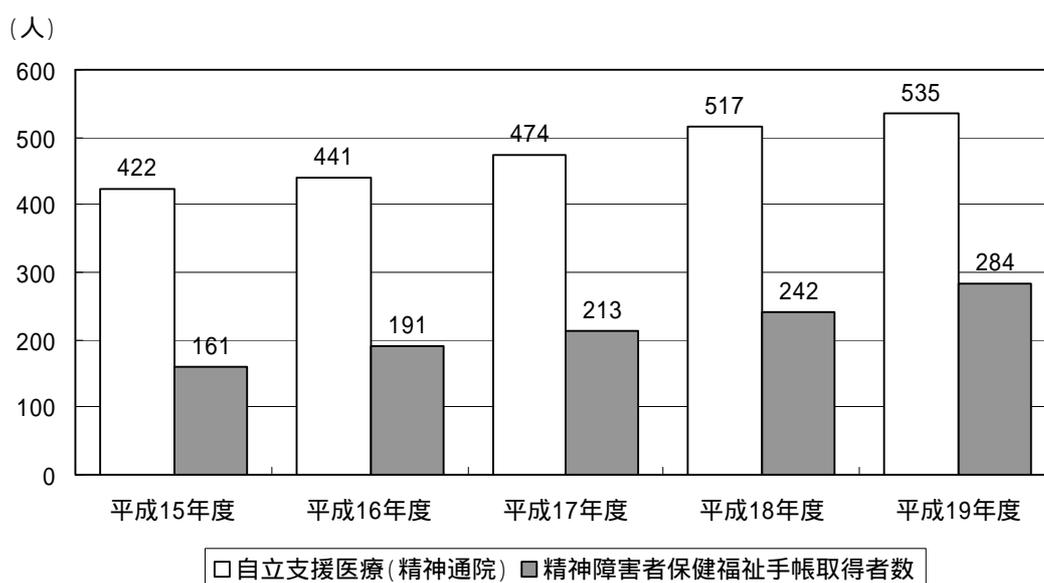
各年度末現在、社会福祉課資料

4 精神障害*者

精神障害者保健福祉手帳*所持者は平成15年度では161人で、近年増加傾向にあり平成19年度では284人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）利用者数は平成18年度で517人、平成19年度では535人と増加傾向にあります。（自立支援医療の平成17年度以前は通院医療費公費負担利用者数）

自立支援医療（精神通院）利用者数



自立支援医療利用者数と精神障害者保健福祉手帳取得者数の推移（単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	伸び率 H15 H19
自立支援医療（精神通院）利用者数	422	441	474	517	535	26.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	161	191	213	242	284	76.4%

各年度末現在、社会福祉課資料
自立支援医療（精神通院）の平成17年度以前は「通院医療費公費負担利用者」

第2節 アンケート調査から見る渋川市の現状

1 障害福祉についてのアンケート調査概要

平成18年度の障害者計画及び第1期障害福祉計画策定時に障害者の意識や生活状況、サービスについてのニーズなどを把握し、計画の基礎資料とするため、全障害者及び一部の市民を対象にアンケート調査を行いました。

第2期障害福祉計画では、平成20年11月にアンケート調査を行いました。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象に無作為に抽出した合計1,000名に、全障害同一の調査票とし、いずれも郵送調査（郵送配布・郵送回収）で実施しました。

また、事業所においても、81事業所を対象に、郵送調査（郵送配布・郵送回収）で実施しました。

アンケート調査の配布件数と回収状況（平成20年）

	配布件数（件）	回収件数（件）	回収率（％）
合計	1,000	536	53.6
身体障害者	700	388	55.4
知的障害者	200	103	51.5
精神障害者	100	45	45.0

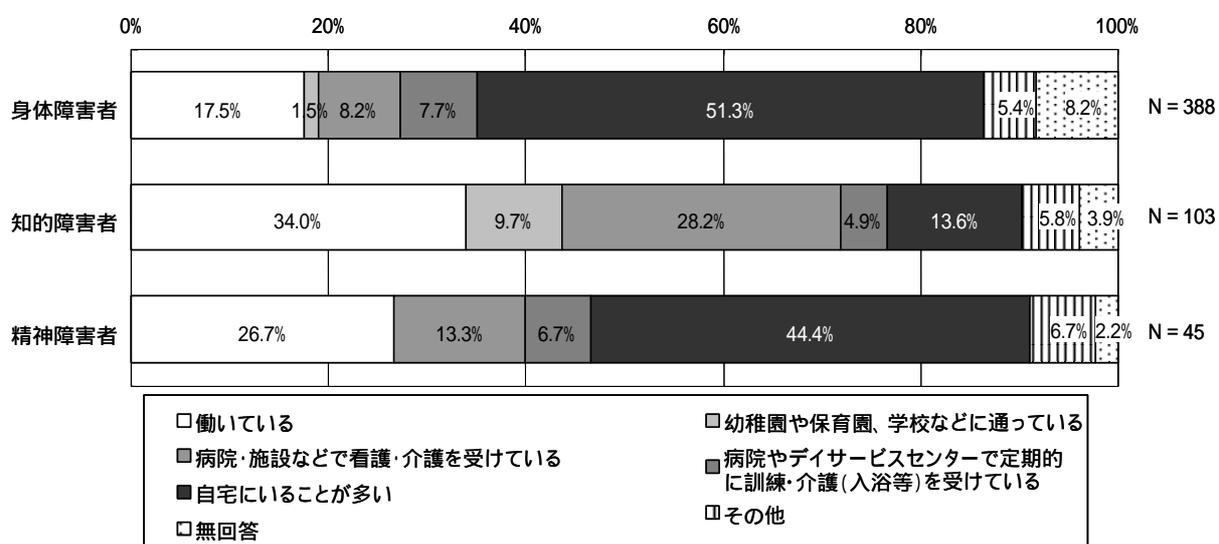
	配布件数（件）	回収件数（件）	回収率（％）
事業所	81	70	86.4

2 障害者アンケートの主な集計結果

平日の昼間、主にどのように過ごしているか

「自宅にすることが多い」と回答したのは、身体障害者で51.3%、知的障害者で13.6%、精神障害者で44.4%となっています。

また、「働いている（授産施設・福祉作業所なども含む）」人は、身体障害者で17.5%、知的障害者で34.0%、精神障害者で26.7%となっています。



就労

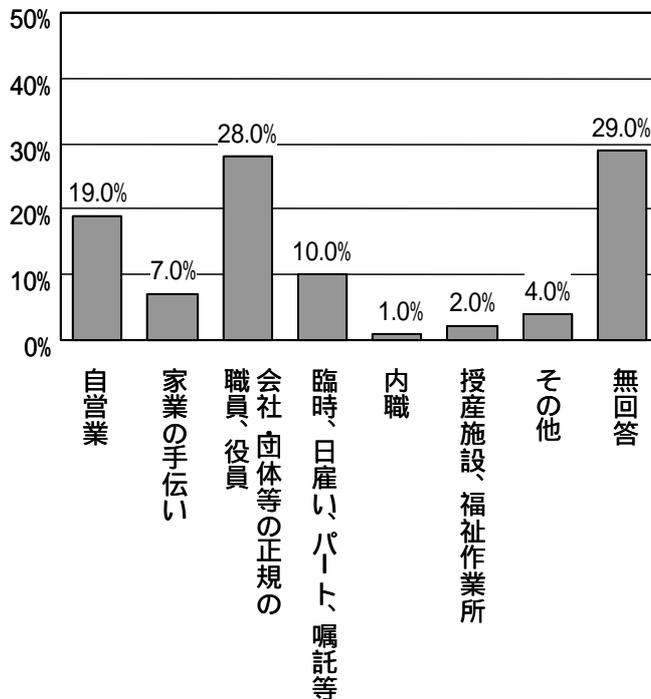
就労形態

働いている人の就労形態を見ると、身体障害者では「会社・団体等の正規の職員・役員」(28.0%)、「自営業」(19.0%)などが多くなっています。

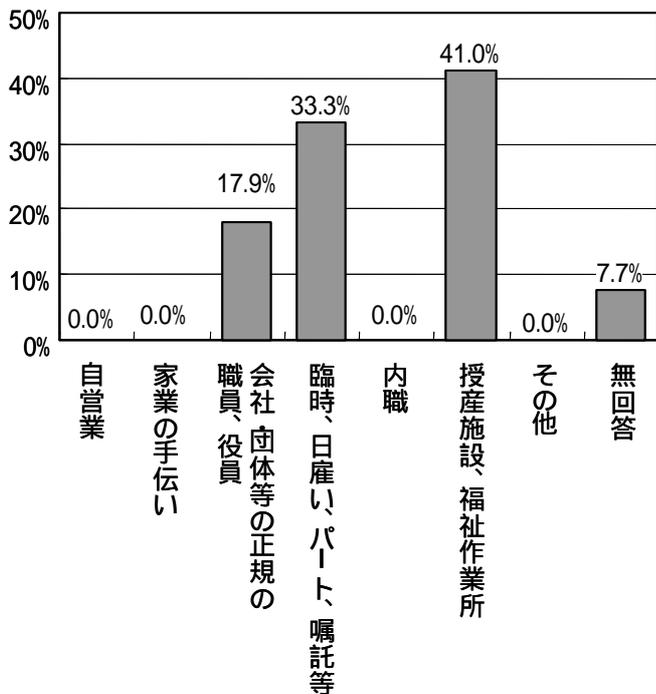
知的障害者では「授産施設、福祉作業所」が41.0%となっており、続いては「臨時、日雇い、パート、嘱託等」(33.3%)となっています。

精神障害者では「臨時、日雇い、パート、嘱託等」が38.5%と最も多くなっており、続いては「自営業」、「授産施設、福祉作業所」の23.1%となっています。

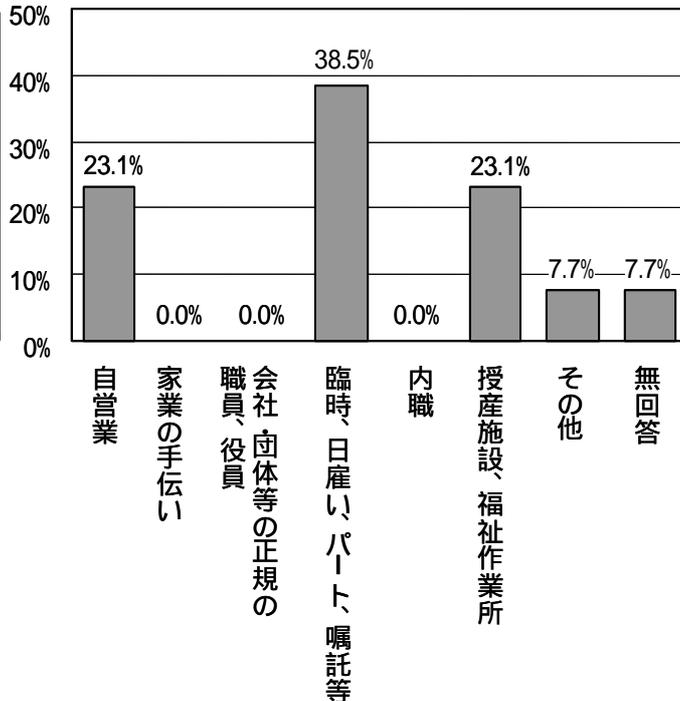
身体障害者 N=100



知的障害者 N=39



精神障害者 N=13



仕事をする上での不安や不満

下表は、働いている人に、不安・不満や困っていることを尋ねた結果です。

「特に不安・不満、困ったことはない」とした人は、身体障害者で26.0%、知的障害者で23.1%、精神障害者で15.4%にとどまっています。不安や不満の具体的な内容については、各障害とも「収入が少ない」が最も多く、身体障害者は「仕事がつい」、知的障害者では「通勤がたいへん」、精神障害者では「仕事がつい」と「職場の人間関係がむずかしい」が続いています。

仕事をする上での不安や不満（上位5位）と「不満等は特にはない」とした人の比率

	1位	2位	3位	4位	5位	不安等は特にはない
身体障害者 N = 100	収入が少ない(32.0%)	仕事がつい(11.0%)	その他(7.0%)	職場の人間関係がむずかしい(5.0%)	通勤がたいへん(5.0%)	不安等は特にはない (26.0%)
知的障害者 N = 39	収入が少ない(43.6%)	通勤がたいへん(12.8%)	仕事がつい(7.7%)	職場の人間関係がむずかしい(7.7%)	その他(7.7%)	不安等は特にはない (23.1%)
精神障害者 N = 13	収入が少ない(69.2%)	仕事がつい(38.5%)	職場の人間関係がむずかしい(38.5%)	職場での身分が不安定(30.8%)	通勤がたいへん(30.8%)	不安等は特にはない (15.4%)



障害者が働くために必要な環境整備

障害者が働くために大切な環境整備としては（現在働いていない人に質問）、身体障害者では「健康状態にあわせた働き方ができること」が、知的障害者では「障害のある人に適した仕事が開発されること」、精神障害者では「健康状態にあわせた働き方ができること」と「障害のある人に適した仕事が開発されること」、「わからない」が最も多くなっています。

この他、「自分の家の近くに働く場があること」や「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」などについて高い結果となっています。

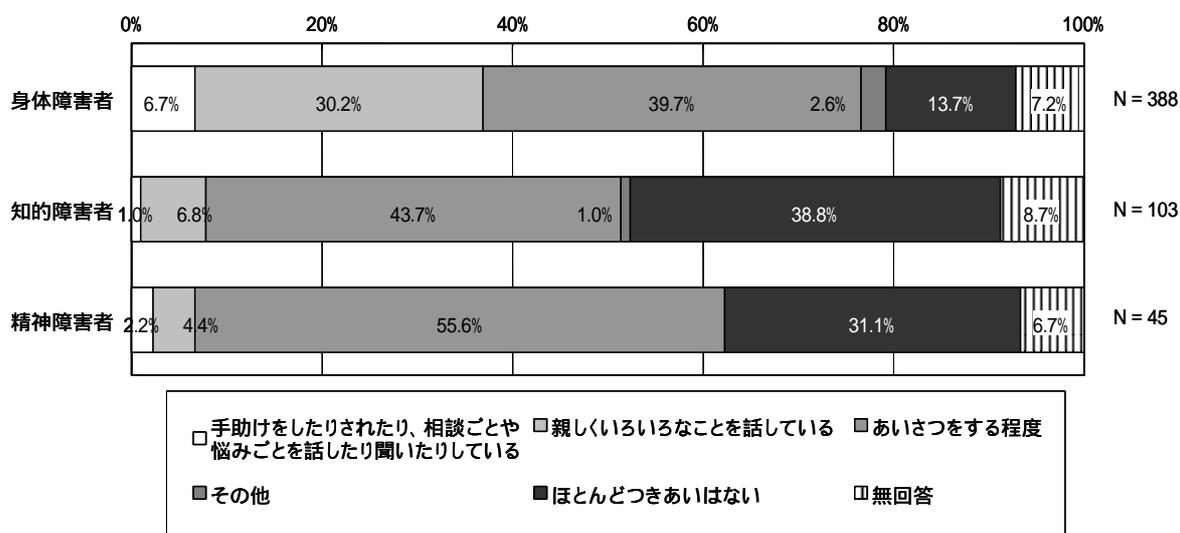
障害者が働くために大切な環境整備（上位5位）

	1位	2位	3位	4位	5位	
身体障害者 N = 320	健康状態にあわせた働き方ができること(30.0%)	障害のある人に適した仕事が開発されること(18.8%)	自分の家の近くに働く場があること(17.8%)	自分の家の中で働けること(16.3%)	働く場所までの交通機関が整っていること(15.9%)	
知的障害者 N = 68	障害のある人に適した仕事が開発されること(33.8%)	自分の家の近くに働く場があること(22.1%)	事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること(22.1%)	職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように配慮されていること(20.6%)	企業がもっと積極的に雇用すること(19.1%)	
精神障害者 N = 33	健康状態にあわせた働き方ができること(30.3%)	障害のある人に適した仕事が開発されること(30.3%)	わからない(30.3%)	事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること(24.2%)	自分の家の中で働けること(18.2%)	就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること(18.2%)

近所づきあい及び外出

近所の人とのつきあい方

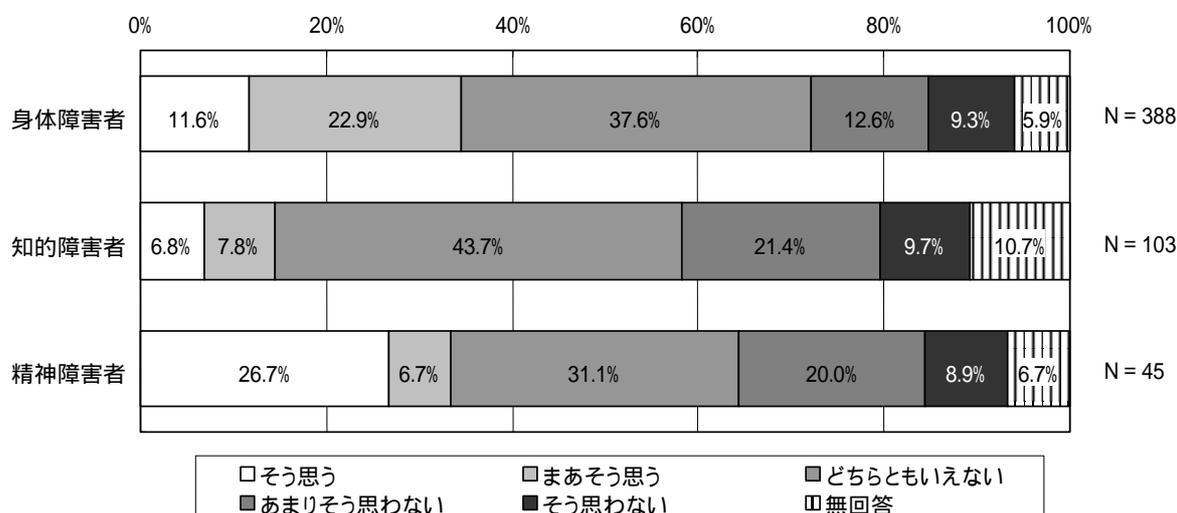
「あなたは、隣近所の人たちとはどのようなつきあい方をしていますか」と尋ねたところ、各障害者ともに、「あいさつをする程度」が最も多くなっています。「手助けをしたりされたり、相談ごとや悩みごとを話したり聞いたりしている」と回答した人は、身体障害者で6.7%、知的障害者で1.0%、精神障害者で2.2%にとどまっています。



障害者にとっての暮らしやすさ

「渋川市は障害のある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか」と尋ねたところ、各障害者ともに「どちらともいえない」が最も多くなっています。

「そう思う」、「まあそう思う」を合わせた肯定的な意見の人は身体障害者で34.5%、知的障害者で14.6%、精神障害者で33.4%となっており、特に知的障害者は、否定的な意見が肯定を上回るなど厳しく評価しています。



社会生活上での困っていること

社会生活上での困っていることとしては、知的障害者と精神障害者では「他人との会話がむずかしい」が最も多くなっていますが、身体障害者は「困っていることは特にない」が最も多くなっています。

その他の回答としては、「歩道がないか、あっても狭く、道路との段差が多い」という回答が多くなっています。

社会生活上での困っていること（上位5位）

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 N = 388	困っていることは特にない (29.6%)	歩道がないか、あっても狭く、道路との段差が多い (17.8%)	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい (17.3%)	気軽に利用できる移送手段が少ない (14.7%)	建物などに階段が多く、利用しにくい (13.7%) 障害者用のトイレが少ない (13.7%)
知的障害者 N = 103	他人との会話がむずかしい (35.0%)	歩道がないか、あっても狭く、道路との段差が多い (19.4%)	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい (19.4%)	他人の視線が気になる (17.5%)	困っていることは特にない (16.5%)
精神障害者 N = 45	他人との会話がむずかしい (37.8%)	他人の視線が気になる (26.7%)	困っていることは特にない (26.7%)	気軽に利用できる移送手段が少ない (15.6%)	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい (13.3%)



相談・情報提供

悩みや心配ごとの相談先

悩みや心配ごとの相談先については、各障害で異なった結果となりました。身体障害者では「誰かに相談することはまれである」(26.3%)、知的障害者では「福祉施設や福祉作業所などの職員」(40.8%)、精神障害者では「病院、診療所」(48.9%)が最も多くなっており、知的障害者と精神障害者では最も多い項目が突出しています。

なお、「相談できるところはない」と回答した人が、身体障害者で6.4%、知的障害者で3.9%、精神障害者で6.7%となっています。

相談先(上位5位)と「相談できるところはない」とした人の比率

	1位	2位	3位	4位	5位	相談できるところはない
身体障害者 N = 388	誰かに相談することはまれである (26.3%)	友人・知人 (22.9%)	病院、診療所 (20.9%)	市の福祉相談窓口 (15.7%)	福祉施設や福祉作業所などの職員 (7.2%)	相談できるところはない(6.4%)
知的障害者 N = 103	福祉施設や福祉作業所などの職員 (40.8%)	市の福祉相談窓口 (17.5%)	誰かに相談することはまれである (13.6%)	友人・知人 (11.7%)	障害者就業・生活支援センター、学校の先生や職場の仲間、その他(8.7%)	相談できるところはない(3.9%)
精神障害者 N = 45	病院、診療所 (48.9%)	友人・知人 (17.8%)	福祉施設や福祉作業所などの職員 (13.3%)	その他 (13.3%)	市の福祉相談窓口 (11.1%)	相談できるところはない(6.7%)

虐待を受けた場合の相談先

この問も悩みや不安の相談先と同様、各障害において異なった結果となりました。身体障害者では「市の福祉相談窓口」(28.9%)、知的障害者では「福祉施設や福祉作業所などの職員」(33.0%)、精神障害者では「病院、診療所」(42.2%)が最も多くなっており、市や作業所、病院など公的機関へ相談するという傾向があります。

また、「友人・知人」と回答した人も比較的多くなっています。

虐待を受けた場合の相談先(上位5位)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 N = 388	市の福祉相談窓口 (28.9%)	友人・知人 (15.5%)	誰かに相談することはまれである (15.2%)	病院、診療所 (11.1%)	民生委員・児童委員(8.0%)
知的障害者 N = 103	福祉施設や福祉作業所などの職員 (33.0%)	市の福祉相談窓口 (20.4%)	その他 (16.5%)	友人・知人 (10.7%)	誰かに相談することはまれである (10.7%)
精神障害者 N = 45	病院、診療所 (42.2%)	市の福祉相談窓口 (17.8%)	友人・知人 (11.1%)	福祉施設や福祉作業所などの職員 (8.9%)	相談できるところはない (6.7%)

サービスの利用

各サービスの利用状況及び利用希望

サービスの利用状況については、身体障害者では「居宅介護」(9.3%)、知的障害者では「施設入所支援」(21.4%)、精神障害者では「共同生活介護」(11.1%)が最も多くなっています。

また、今後利用したいサービスは、身体障害者では「居宅介護」(21.6%)、知的障害者では「専門的職員による相談」(18.4%)、精神障害者では「行動援護」(20.0%)が最も多くなっています。比較的訪問系サービスの利用希望が高くなっています。

現在利用しているサービス(上位5位)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 N = 388	居宅介護 (9.3%)	生活介護 (5.2%)	サービス利用 計画策定 (4.9%)	自立訓練 (3.6%)	施設入所支援(3.6%)
知的障害者 N = 103	施設入所支 援(21.4%)	生活介護 (12.6%)	短期入所 (6.8%)	自立訓練 (5.8%)	居宅介護(4.9%)
精神障害者 N = 45	共同生活援 助(11.1%)	地域活動支 援センター (11.1%)	居宅介護 (8.9%)	サービス利 用計画策定 (8.9%)	自立訓練、施設入所支援、コ ミュニケーション事業、専門職 員による相談(6.7%)

今後利用したいサービス(上位5位)

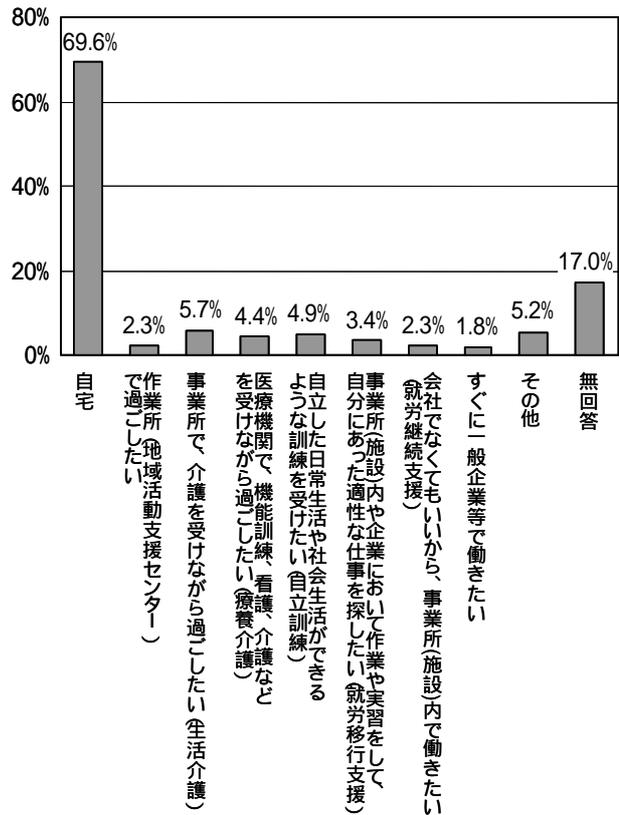
	1位	2位	3位	4位	5位	
身体障害者 N = 388	居宅介護 (21.6%)	行動援護 (12.4%)	重度訪問介 護(11.9%)	生活介護 (11.6%)	専門的職員による相談 (11.3%)	
知的障害者 N = 103	専門的職員 による相談 (18.4%)	施設入所支 援(17.5%)	成年後見制 度利用支援 事業(17.5%)	生活介護 (15.5%)	行動援護 (14.6%)	サービス利 用計画策定 (14.6%)
精神障害者 N = 45	行動援護 (20.0%)	情報、意思疎 通支援用具 貸与(17.8%)	専門的職員 による相談 (17.8%)	就労継続支 援、(15.6%)	コミュニケーション支援 (15.6%)	

今後暮らしたい場所

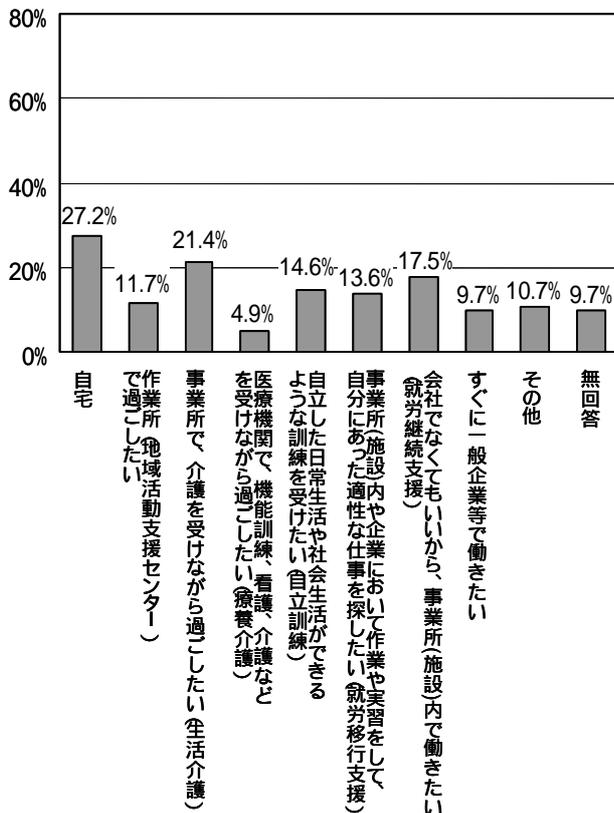
昼間過ごしたい場所

各障害者ともに「自宅」が最も多く、身体障害者で69.6%、知的障害者で27.2%、精神障害者で55.6%となっています。

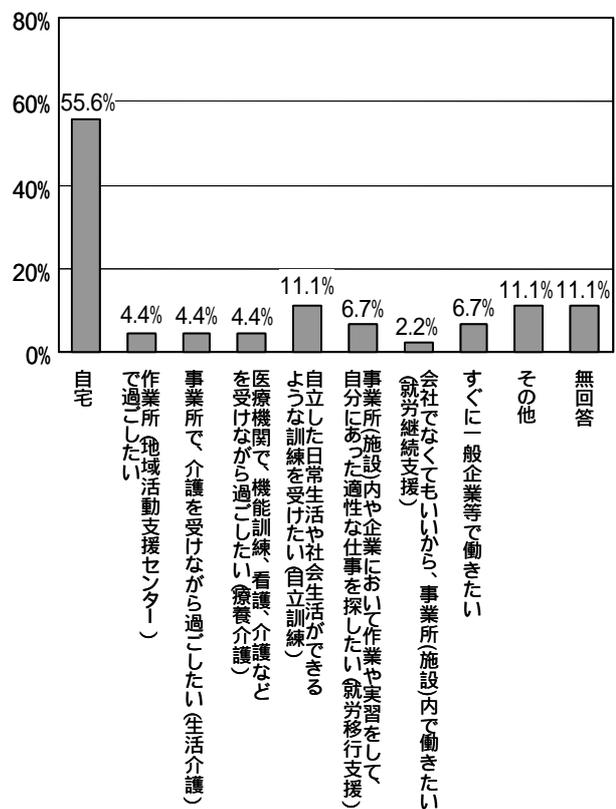
身体障害者 N=388



知的障害者 N=103



精神障害者 N=45

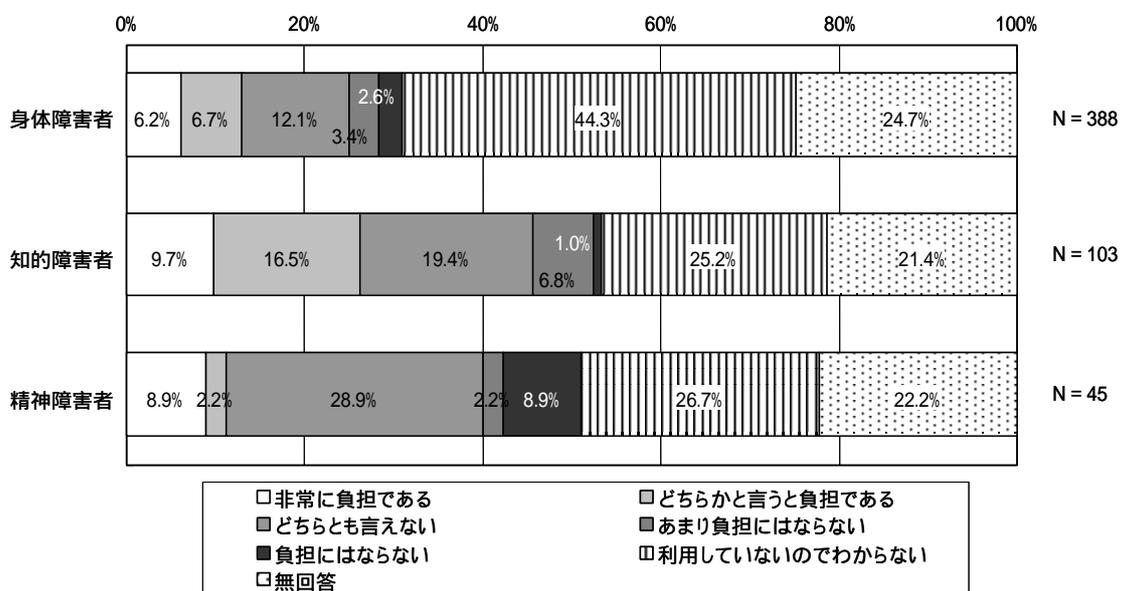


自立支援法による制度改正

利用者負担について

サービス利用時の利用者負担について、身体障害者と知的障害者では「利用していないのでわからない」、精神障害者では「どちらともいえない」が最も多くなっています。

「非常に負担である」と「どちらかと言うと負担である」を併せた負担感を持っている人は、身体障害者で12.9%、知的障害者で26.2%、精神障害者で11.1%となっており、知的障害者が最も負担を感じています。

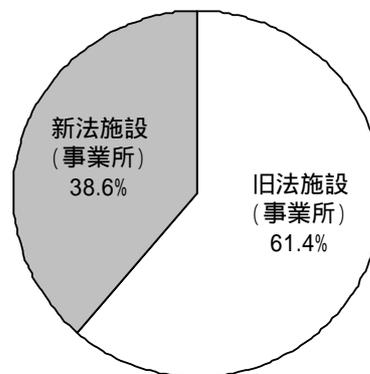


3 事業所アンケートの主な集計結果

回答施設種類

回答した施設の種類では、「旧法施設（事業所）」が61.4%、「新法施設（事業所）」が38.6%となっており、旧法施設（事業所）が新法施設（事業所）の倍となっています。

N=70

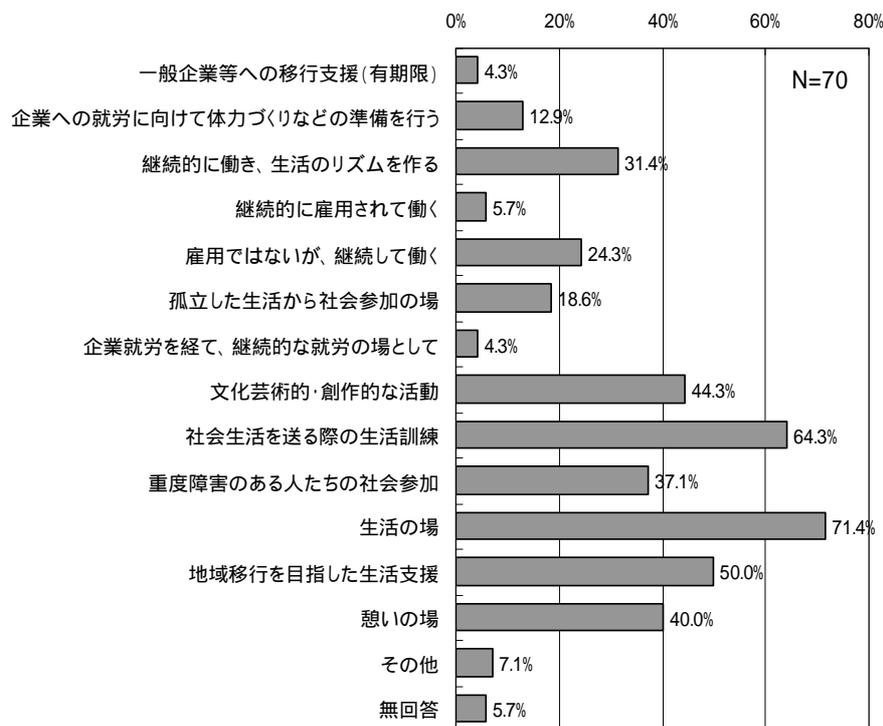


新法、旧法については資料11参照

事業所について

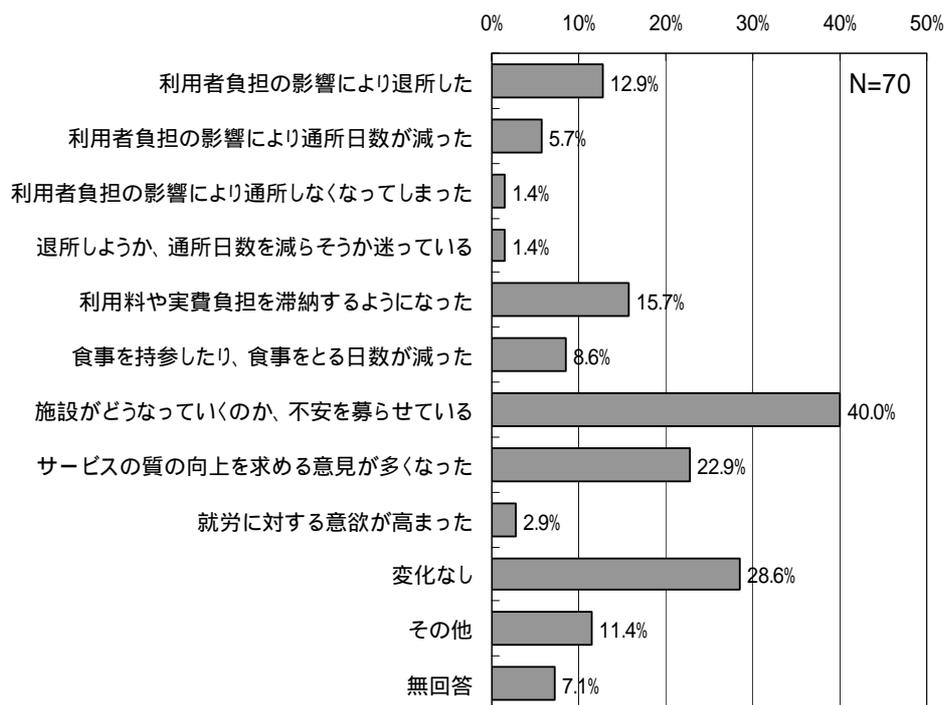
事業所の活動内容

事業所の活動内容については、「生活の場」と回答した事業所が71.4%と最も多くなっており、続いて「社会生活を送る際の生活訓練」の64.3%、「地域移行を目指した生活支援」の50.0%となっています。



障害者自立支援法施行による利用者の変化について

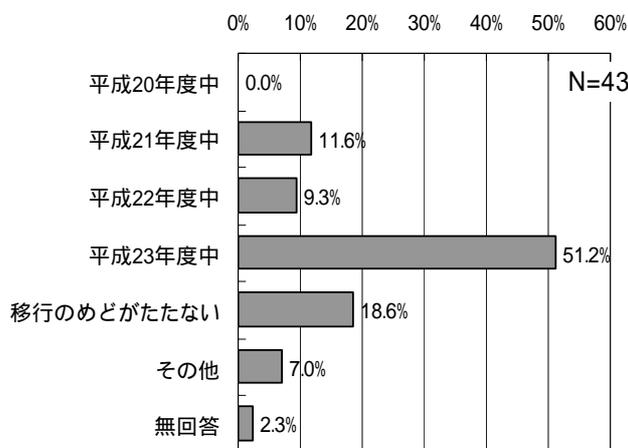
「平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、利用者に変化がありましたか」という設問では、「施設（事業所）がどうなっていくのか、不安を募らせている」と回答した施設（事業所）が40.0%となっており、続いては「変化なし」の28.6%、「サービスの質の向上を求める意見が多くなった」の22.9%となっています。



新体系への移行について（旧法施設（事業所））

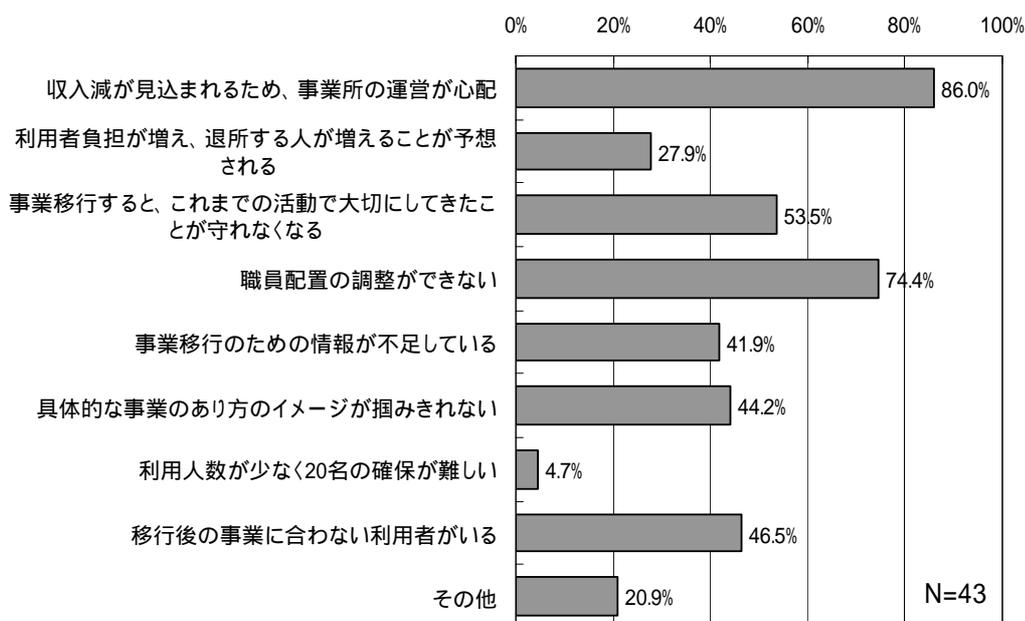
移行の時期

新体系への移行の時期では、「平成23年度中」が51.2%と、半数以上の旧法施設（事業所）が平成23年度中としています。また、「移行のめどがたたない」は18.6%となっています。



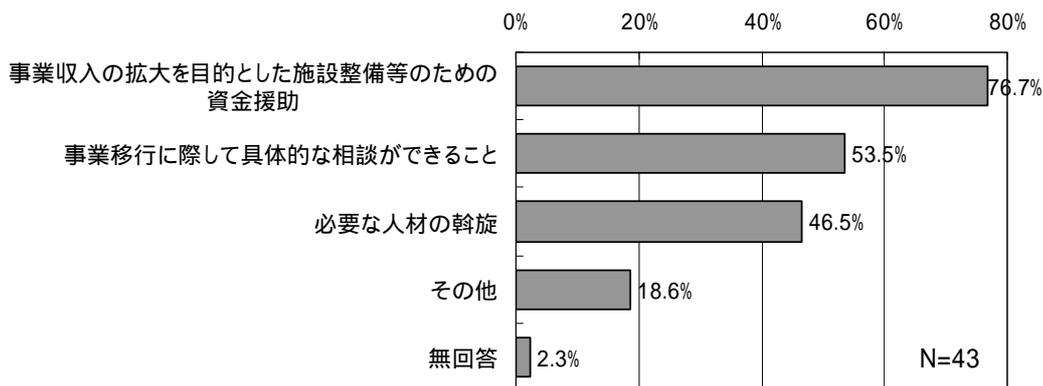
移行を検討する際の問題

「事業移行をする際に問題となっていることは何ですか」という設問では、「収入減が見込まれるため、事業所の運営が心配」が86.0%と8割以上の旧法施設（事業所）が収入減と回答しています。続いては、「職員配置の調整ができない」の74.4%、「事業移行すると、これまでの活動で大切にしてきたことが守れなくなる」の53.5%となっています。



移行するために必要な支援

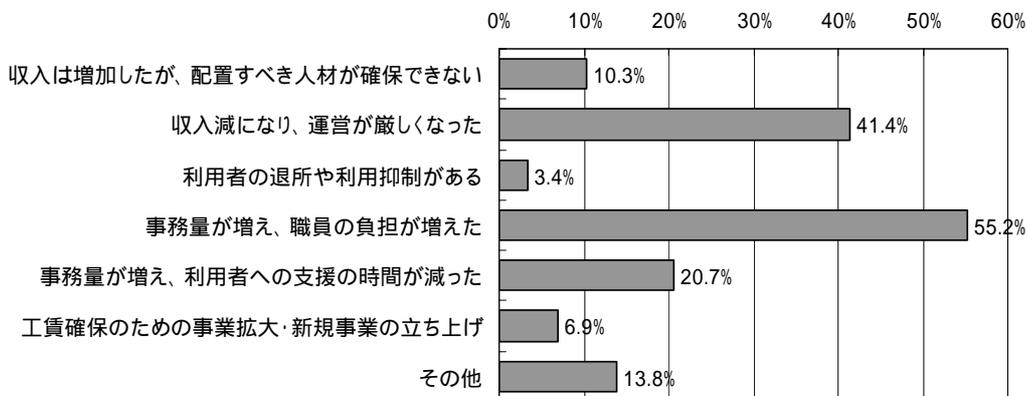
移行するために必要な支援については、「事業収入の拡大を目的とした施設整備等のための資金援助」と回答した旧法施設（事業所）が76.7%と最も多くなっており、続いては「事業移行に際して具体的な相談ができること」の53.5%、「必要な人材の斡旋」の46.5%となっています。



移行後の事業について（新法施設（事業所））

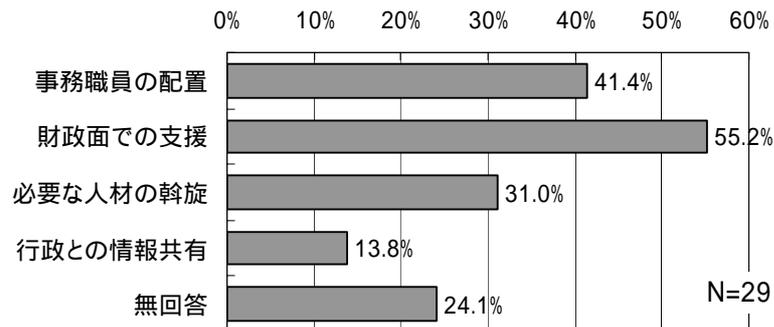
事業運営についての課題

「移行後事業運営について課題となっていることは何ですか」という設問では、「事務が増え、職員の負担が増えた」と回答した新法施設（事業所）が55.2%と最も多く半数以上となっています。続いては、「収入減になり、運営が厳しくなった」の41.4%、「事務が増え、利用者への支援の時間が減った」の20.7%となっています。



支援の質を向上させるために必要な支援

「支援の質を向上させるためにどのような支援が必要ですか」という設問では、「財政面での支援」が55.2%と半数以上の新法施設（事業所）が回答しています。続いては、「事務職員の配置」の41.4%、「必要な人材の斡旋」の31.0%、「行政との情報共有」の13.8%、「無回答」の24.1%となっています。



第3章 障害福祉計画

第1節 施策の体系

1 計画の体系

障害福祉計画

(1) 基本目標

- 施設の入所者の地域生活への移行
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 福祉施設利用者の一般就労への移行

(2) 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービス(自立支援給付)

- ア 訪問系サービス
- イ 日中活動系サービス
- ウ 居住系サービス
- エ 指定相談支援
- オ その他

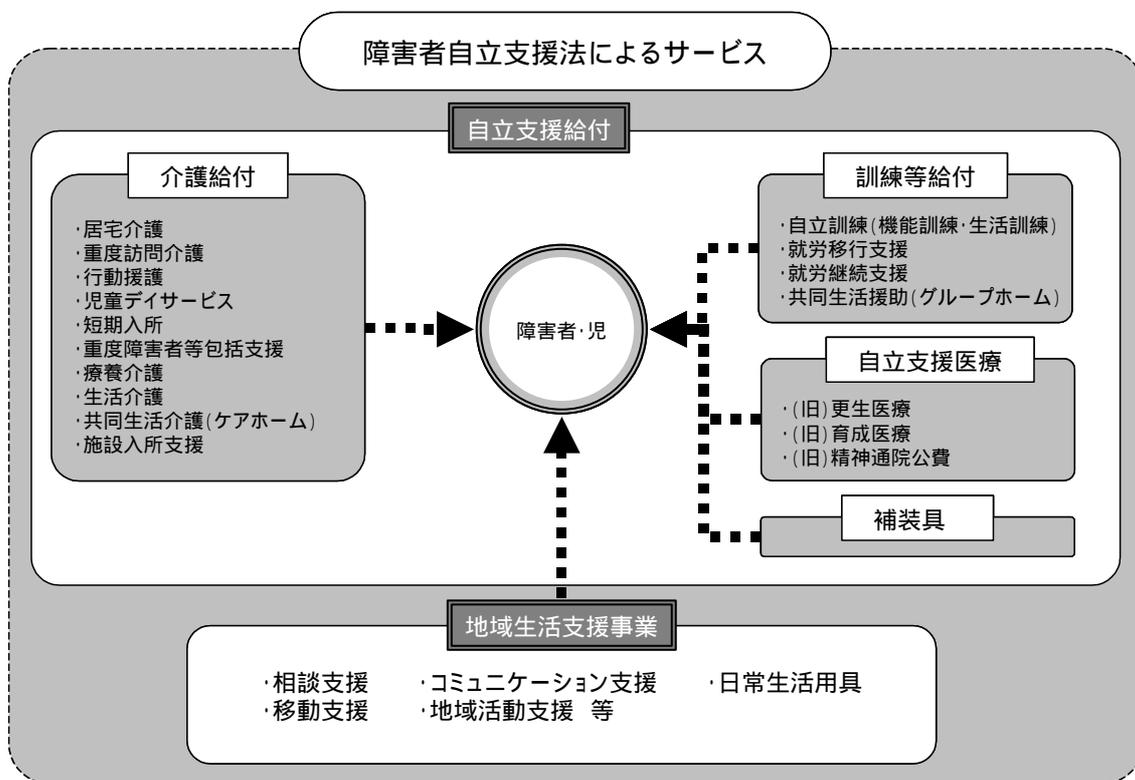
地域生活支援事業

- ア 相談支援事業
- イ コミュニケーション支援事業
- ウ 日常生活用具給付等事業
- エ 移動支援事業
- オ 地域活動支援センター
- カ その他の事業

(3) 渋川圏域ビジョン

2 サービスの内容

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。



第2節 障害福祉計画の基本目標

1 施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第1期障害福祉計画の作成時点(以下「第1期計画時点」という。)において入所施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる人の数を見込み、その上で第1期の実績を踏まえ、平成23年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「第1期計画時点の施設入所者の10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

第1期計画時点(平成17年10月1日現在)の施設入所者数	161 人
【目標値】 平成23年度末における地域生活に移行する者	16 人
平成23年度における施設入所者見込	150 人
施設入所者数(平成20年10月1日現在)	162 人

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数	51 人
--------------------------------	------

【目標値】 平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値	51 人
-------------------------------------	------

入院患者数（平成20年10月1日現在）	278 人
---------------------	-------

3 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す」とされています。

第1期計画時点（平成17年10月1日現在）の福祉施設利用者数	225 人
--------------------------------	-------

【目標値】 平成23年度中に一般就労に移行する者の数	4 人
-------------------------------	-----

福祉施設利用者数（平成20年10月1日現在）	248 人
------------------------	-------

第3節 障害福祉サービスの利用実績と第2期における見込量

障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量を見込むにあたっては、国の基本指針及び県の障害者自立支援協議会の指針に基づき、本市の特性を盛り込み算出・算定します。

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパー*を派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき・居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 第1期計画の見込量と実績

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	サービス量	926.5 時間/月	950 時間/月	973.5 時間/月	1,048.5 時間/月

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護 重度訪問介護	実利用者数	46 人/月	44 人/月	44 人/月
行動援護 重度障害者等 包括支援	サービス量	926.5 時間/月	1,000.5 時間/月	966.0 時間/月

各年度10月利用分の実績値

行動援護、重度障害者等包括支援の平成18年度から平成20年度の利用はありませんでした。

(3) 現状と課題

本市の人口は減少傾向にあり、核家族化が進んでいますが、障害者の人数は3障害とも増加傾向にあります。アンケート結果からも訪問系サービスの今後の利用希望が高く、介護を配偶者や子どもに頼っている人が多い状況です。訪問系のサービス量の実績についても、計画に比べ増加傾向にあります。

人口の減少、少子高齢化及び女性の社会進出等に伴い訪問系サービスでは、多様なサービスが求められています。また、「入所施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を進めていくためには、多くの地域生活移行者が見込まれますので、訪問系サービスが不可欠であり、必要なサービス提供体制の整備が求められています。

(4) サービス見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、在宅における訪問系サービスについて検討します。サービスの利用にあたっては、必要に応じ介護保険担当部署と連携し推進します。

今後、サービス利用の拡大が見込まれることから、障害福祉サービス事業だけでなく介護保険事業などの事業者に対しても呼びかけや情報提供を行います。

サービスの量的な確保、質の向上及び人材育成のための取り組みを推進します。

介護保険担当部署と連携：65歳以上の障害者については、介護保険サービスと障害福祉サービスの調整等を行います。

(5) 第2期計画の見込量

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	45人/月	48人/月	49人/月
	サービス量	990時間/月	1,056時間/月	1,078時間/月

各年度3月利用分の推計値

2 日中活動系サービス

(1) 各サービスの内容及び第1期計画の見込量と実績

生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	サービス量	66人日分	638人日分	1,254人日分	3,806人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活介護	実利用者数	1人/月	4人/月	61人/月
	サービス量	22人日/月	83人日/月	1,350人日/月

各年度10月利用分の実績値

自立訓練

【サービスの内容】

サービス名	内容
自立訓練	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション*や歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。</p> <p>自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。</p>

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	0人日分	22人日分	22人日分	88人日分
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	0人日分	132人日分	220人日分	880人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	0人/月	1人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	8人日/月	0人日/月

各年度10月利用分の実績値

就労移行支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援を実施します。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	サービス量	51人日分	308人日分	330人日分	418人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	実利用者数	3人/月	1人/月	1人/月
	サービス量	51人日/月	23人日/月	22人日/月

各年度10月利用分の実績値

就労継続支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労継続支援	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇成型」と、「非雇成型」があります。</p> <p>雇成型は、養護学校卒業生や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。なお、この事業の特徴として、定員の2割までの範囲で、定員とは別に、障害者以外の人を雇用することができます。</p> <p>非雇成型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。</p>

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援 (雇成型)	サービス量	0人日分	22人日分	88人日分	330人日分
就労継続支援 (非雇成型)	サービス量	0人日分	176人日分	440人日分	1,562人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労継続支援 (雇成型)	実利用者数	0人/月	0人/月	2人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	44人日/月
就労継続支援 (非雇成型)	実利用者数	0人/月	8人/月	13人/月
	サービス量	0人日/月	151人日/月	223人日/月

各年度10月利用分の実績値

療養介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	実利用者数	0人日分	0人日分	3人日分	19人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
療養介護	実利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

各年度10月利用分の実績値

児童デイサービス*

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	サービス量	286人日分	286人日分	286人日分	286人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童デイサービス	実利用者数	16人/月	15人/月	15人/月
	サービス量	293人日/月	280人日/月	250人日/月

各年度10月利用分の実績値

短期入所

【サービスの内容】

サービス名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	サービス量	52人日分	59人日分	62人日分	68人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
短期入所	実利用者数	9人/月	7人/月	10人/月
	サービス量	33人日/月	27人日/月	53人日/月

各年度10月利用分の実績値

(2) 現状と課題

アンケート調査の昼間過ごしたい場所では、自宅が最も多いですが、知的障害者では生活介護や就労継続支援のサービスについての要望が多くありました。

また、働くための環境整備についての問では、「健康状態に合わせた働き方ができること」や、「障害のある人に適した仕事が開発されること」についての要望が多くありました。平成20年度実績のサービス量について、生活介護は、計画とほぼ同数ですが、他のサービスについては、減少傾向にあります。

自立訓練、就労移行支援、及び就労継続支援の減少傾向は、新体系への移行について採算性や利用者への処遇に不安があることから、移行のめどが立たない事業所が多くあることが原因のひとつと考えられます。

自立支援協議会において、日中活動や交通手段の確保について課題が提起されています。

児童デイサービスは、「ひまわり園」において、指導・訓練を行っています。

(3) サービス見込量確保のための方策

市内に所在する既存施設の利用状況を踏まえ、実情に応じた支援を強化するとともに、サービス提供事業者の意向を尊重しながら入所施設の新体系移行の支援を行います。

就労継続支援においては安定的な仕事量の確保が重要であることから、就労支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者の一般就労に向け

た支援を行い、官公需に係る受注機会の拡大についての取り組み、福祉施設の支援を行います。

また、自立支援協議会の特定課題会議（就労部会、生活部会）において、障害者の就労や日中活動、交通手段の確保について調査研究を行います。

（4）第2期計画の見込量

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	実利用者数	78 人/月	133 人/月	178 人/月
	サービス量	1,638 人日/月	2,793 人日/月	3,738 人日/月

各年度3月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	1 人/月	3 人/月	4 人/月
	サービス量	22 人日/月	66 人日/月	88 人日/月
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	1 人/月	8 人/月	23 人/月
	サービス量	22 人日/月	176 人日/月	506 人日/月

各年度3月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	実利用者数	3 人/月	11 人/月	12 人/月
	サービス量	66 人日/月	242 人日/月	264 人日/月

各年度3月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援（雇用型）	実利用者数	5 人/月	8 人/月	9 人/月
	サービス量	110 人日/月	176 人日/月	198 人日/月
就労継続支援（非雇用型）	実利用者数	24 人/月	52 人/月	93 人/月
	サービス量	384 人日/月	832 人日/月	1,488 人日/月

各年度3月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	実利用者数	0 人/月	0 人/月	1 人/月

各年度 3 月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	実利用者数	16 人/月	16 人/月	16 人/月
	サービス量	288 人日/月	288 人日/月	288 人日/月

各年度 3 月利用分の推計値

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	実利用者数	12 人/月	14 人/月	14 人/月
	サービス量	60 人日/月	70 人日/月	70 人日/月

各年度 3 月利用分の推計値



3 居住系サービス

(1) 各サービスの内容及び第1期計画の見込量と実績

共同生活援助・共同生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介助等を行います。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	50人日分	53人日分	58人日分	80人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	47人/月	49人/月	56人/月

各年度10月利用分の実績値

施設入所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	実利用者数	4人日分	6人日分	32人日分	149人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	実利用者数	4人/月	2人/月	52人/月

各年度10月利用分の実績値

(2) 現状と課題

アンケート調査のどこで暮らしたいと思いますかという問では、3障害とも、「自宅で家族と暮らしたい」が多いですが、知的障害者では「施設に入所して暮らしたい」が高い割合となっています。

平成20年度の実利用者数については、共同生活援助、共同生活介護及び施設入所支援について、ほぼ計画どおりです。

新体系への移行について採算性や利用者の処遇に不安があるため、速やかに移行できない施設が多数あります。

(3) サービス見込量確保のための方策

サービス事業者が新体系へ円滑な移行ができるように支援を行います。

「入所施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の受け皿のひとつとして、グループホーム、ケアホーム等の新設及び利用者の入所の支援を行います。

施設入所支援については、社会福祉法人等と連携をとりながら真にサービスを必要とする利用者の意向を尊重した利用ができるよう努めます。

(4) 第2期計画の見込量

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	58人/月	67人/月	83人/月

各年度3月利用分の推計値

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	実利用者数	75人/月	120人/月	150人/月

各年度3月利用分の推計値

4 指定相談支援

(1) サービスの内容

【サービスの内容】

サービス名	内容
指定相談支援	支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする人が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど)等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

(2) 第1期計画の見込量と実績

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用 計画策定対象者	実利用者数	14人日分	23人日分	29人日分	40人日分

各年度10月利用分の推計値

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス利用 計画策定対象者	実利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

各年度10月利用分の実績値

(3) 現状と課題

平成18年度から平成20年度の実績は、実利用者数0人です。障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かく支援する必要があります。

(4) サービス見込量確保のための方策

指定相談支援事業所と協力して、障害者の生活に対する意向・ニーズ、総合的な援助の策定及び啓発に努めます。

(5) 第2期計画の見込量

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画策定対象者	実利用者数	23人/月	36人/月	48人/月

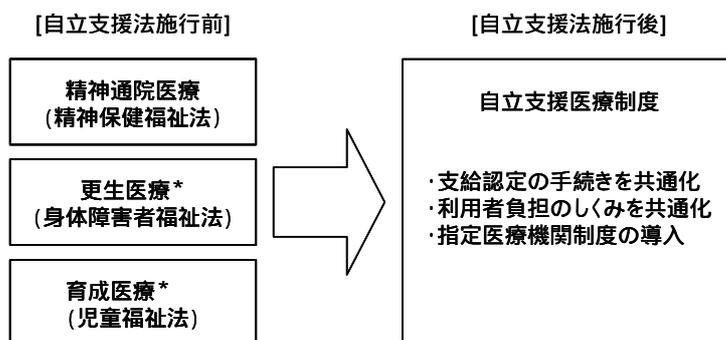
各年度3月利用分の推計値

5 その他

【サービスの内容】

サービス名	内容
補装具の支給	補装具費(購入費、修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。
自立支援医療	自立支援医療は、障害のある方々が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

(自立支援医療制度のイメージ図)



第4節 地域生活支援事業

1 相談支援事業

(1) 各サービスの内容及び第1期計画の見込量と実績

障害者相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
相談支援事業	障害者の福祉に関するさまざまな問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整などを行います。

【第1期の見込量】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所

【第1期の実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所

平成20年度は見込量

地域自立支援協議会

【サービスの内容】

サービス名	内容
地域自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

相談支援機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を市町村等に配置する事業です。

住宅入居等支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

成年後見制度*利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通じて成年後見制度の利用を支援します

(2) 現状と課題及びサービス見込量確保のための方策

相談支援事業については、平成18年度から2か所の相談支援事業所に委託し実施しています。

渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）において、障害等のある人が自立した生活を営めるよう、地域の実情に応じた障害福祉施策の推進に関する協議を行うため、平成18年3月に設置されました。全体会議を年1回、定例会を月1回、個別支援会議、特定課題会議を随時開催し、相談支援の中立に関する検証や困難事例への対応に関する協議、調整等を行っています。なお、虐待防止に関する取り組みについては、協議会を活用したり、心身障害児早期療育指導会議など関係部署との連携を図りながら対応システムについて検討していきます。

平成21年度からは、専門職員を増員し、障害福祉施策に対する説明会や障害者家庭への訪問を実施するなどきめ細かな相談支援充実・強化事業を行っています。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)については、現在行っていませんが、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行が進む中、支援が求められることから、支援に向けた人員の確保や仕組みづくりを研究します。また、関係機関と協議の上、公的保証人制度の整備を研究します。成年後見制度利用支援事業は、年間1～2件程度の利用があります。社会福祉協議会*と連携して、日常生活自立支援（地域福祉権利擁護）*事業の啓発や制度利用者に対する助成を行っています。

(3) 第2期計画の見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所

各年度の推計値

2 コミュニケーション支援事業

(1) 各サービス内容及び第1期計画の見込量と実績

手話通訳者*・要約筆記者*派遣事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

【第1期の見込量】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業	3件	30件	35件	50件

【第1期の実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
手話通訳者派遣事業	0件	104件	140件

平成20年度は見込量

要約筆記者派遣事業は実施していません

手話通訳者設置事業

サービス名	内容
手話通訳者設置事業	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

(2) 現状と課題及びサービス見込量確保のための方策

手話通訳者派遣事業については、平成19年度から市の事業として実施しています。(以前は県の事業)実績は、計画に比べ著しい伸びを示しています。

手話通訳者設置事業については、以前は子持総合支所に設置していましたが、平成20年度から相談支援事業所に榛東村、吉岡町と共同で週2回設置しています。手話奉仕員は、市民課及び社会福祉課の窓口で常設しています。また、各窓口で耳マークを設置し、窓口サービスの向上を図っています。

聴覚障害者の団体やボランティアグループと運営委員会等を開催し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を行います。また、利用実績等を考慮し、派遣の範囲や設置のあり方についての検討を行います。

(3) 第2期計画の見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業	150件	160件	170件

各年度の推計値



3 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

サービス名	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、介護・訓練支援用具、自立支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)、を給付又は貸与します。利用者負担については、住民税の課税状況により、原則として1割から3割又は全額を利用者が負担することになりました。 ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人口喉頭等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

(2) 第1期計画の見込量と実績

【第1期の見込量】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	4件	5件	5件	6件
自立生活支援用具	7件	7件	8件	10件
在宅療養等支援用具	18件	20件	20件	22件
情報・意思疎通支援用具	9件	9件	10件	12件
排泄管理支援用具	105件	250件	270件	300件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	2件
計	144件	292件	314件	352件

【第1期の実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護・訓練支援用具	0件	2件	2件
自立生活支援用具	2件	7件	15件
在宅療養等支援用具	5件	7件	13件
情報・意思疎通支援用具	3件	21件	13件
排泄管理支援用具	48件	974件	1,120件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	0件	3件
計	59件	1,011件	1,166件

平成20年度は見込量

(3) 現状と課題及びサービス見込量確保のための方策

排泄管理支援用具の件数は、算出方法の変更を考慮しても計画に比べ増加傾向にあります。その他については、減少か同数程度となっています。

排泄管理支援用具は、利用者の増大に合わせて、予算の確保が必要となります。その他については、給付内容、給付要件についての周知が必要と考えられます。

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。また、障害福祉サービスに関する、情報提供を行っています。

平成18年度の実績は10月から3月の6か月分です。

排泄管理支援用具の件数が、平成18年度から平成20年度の計画及び平成18年度の実績は、申請件数(6か月分)としていますが、その他は1か月1件で報告しています。

(4) 第2期計画の見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	3件	4件	6件
自立生活支援用具	15件	16件	18件
在宅療養等支援用具	16件	19件	22件
情報・意思疎通支援用具	13件	14件	15件
排泄管理支援用具	1,160件	1,180件	1,200件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	3件	3件
計	1,210件	1,236件	1,264件

各年度の見込値

4 移動支援事業

(1) サービスの内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) 第1期計画の見込量と実績

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	実利用者数	17人	20人	30人	40人

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
移動支援事業	実利用者数	22人	31人	35人
	延利用時間数	783時間	1,890時間	2,297時間

平成20年度は見込量

(3) 現状と課題及びサービス見込量確保のための方策

実績は、計画に比べ増加傾向にあります。利用者の視点に立ったサービスの提供が求められています。また、施設等からの地域移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。

周知等を行い、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため対象範囲や利用方法について検討を行います。

(4) 第2期計画の見込量

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	実利用者数	38人	41人	45人
	延べ利用時間数	2,470時間	2,665時間	2,925時間

各年度の推計値

5 地域活動支援センター

(1) サービスの内容

サービス名	内容
地域活動支援センター*	創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

(2) 第1期計画の見込量と実績

【第1期の見込量】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター	設置か所数	3か所	3か所	6か所	6か所

【第1期の実績】

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター	渋川市	設置か所数	2か所	5か所	5か所
		利用者数	55人	96人	100人
	他市町村利用	か所数	0か所	0か所	3か所
		利用者数	0人	0人	21人

平成20年度は見込量

他市町村利用は高崎市、伊勢崎市、吉岡町の地域活動支援センターを利用している状況です。

(3) 現状と課題及びサービス見込量確保のための方策

小規模作業所から地域活動支援センターへの移行については、計画どおり達成できましたが、平成20年度に事業所の統合があり、計5か所となりました。利用者数は、定員を満たし若干の待機待ちの状況です。

県域や市域を越えた援護者の通所利用があることから、市町村間で利用者負担の取り決めが必要となっています。施設のあり方について、生産活動の場とするものと地域生活を支援する場とするもの、目的による形態の区分や施設の適正配置が必要となっています。

利用者の状況について把握を行い、県や市町村で市町村間の運営費の負担について協議を行います。生産活動の場として障害者の就労が確保できる施設については、障害福祉サービス事業者（就労継続支援）への移行を支援していきます。平成22年度に1か所移行する予定です。利用者やサービス事業者の動向の把握とサービス利用の充実に努めます。

(4) 第2期計画の見込量

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	渋川市	設置か所数	5 か所	4 か所	4 か所
		利用者数	102 人	84 人	86 人
	他市町村利用	か所数	4 か所	4 か所	4 か所
		利用者数	22 人	22 人	22 人

各年度の推計値

他市町村利用は前橋市、高崎市、伊勢崎市、吉岡町の地域活動支援センターの利用見込状況です。

6 その他の事業

(1) 福祉ホーム事業

地域生活を望み、家庭環境及び住宅事情等の理由により、住居を求めている障害者に対し居住の場を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活支援を行っています。

委託により実施

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを行っています。

委託により実施

(3) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者で更生訓練を受けている者に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行っています。

(4) 福祉機器リサイクル事業

車椅子、杖、特殊ベット等を寄附により受納し、利用希望者に貸出を行っています。

(5) ファックス設置基本料金補助事業

聴覚又は音声・言語機能障害者のみの世帯が社会生活の必要上ファックスを設置した場合、電話料金の基本料の補助を行っています。

(6) 日中一時支援事業

日中一時支援事業

日中において、障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行っています。

委託により実施

サービスステーション*・登録介護者事業

心身障害児(者)を常時介護する者が一時的に介護できない場合、市へ登録した一定の資格を有する者、または市と契約のあるサービスステーションに預けることにより介護者の負担軽減を図ります。

委託により実施

心身障害児集団活動・訓練事業

養護学校等の放課後、遊びや文化活動、そして社会体験活動を通じ、集団生活への適応訓練、社会適応訓練、基礎的育成指導を行っています。

委託により実施

(7) 障害者レクリエーション事業

障害者レクリエーション大会を年1回開催しています。

委託により実施

(8) 点字・声の広報等発行事業

渋川市社会福祉協議会に登録しているボランティアが市の広報紙を音読し、カセットテープに録音したものの配布を行っています。また、社会福祉課では封筒に点字を入力し、市からの配布が判るようにしています。

(9) 奉仕員養成研修事業

手話技術を習得した手話奉仕員の養成のため、入門課程、基礎課程の2コースの講座を開催し、聴覚障害者等の支援の促進を行っています。

委託により実施

【第1期の実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
手話奉仕員養成講座 (修了見込み者数)	入門課程	20人	17人	16人
	基礎課程	10人	9人	6人

平成20年度は見込量

【第2期の見込量】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話奉仕員養成講座 (修了見込み者数)	入門課程	20人	20人	20人
	基礎課程	10人	10人	10人

各年度の推計値

(10) 福祉ハイヤー助成事業

在宅の重度身体障害者(身体障害者手帳1級に該当する者)が社会生活の必要上ハイヤーを利用した場合、その料金の一部を助成することにより障害者の社会参加の促進を図ります。

なお、平成21年度に、身体障害者手帳2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者に対象範囲の拡大を予定しています。



第5節 渋川圏域ビジョン

渋川市、榛東村、吉岡町

1 圏域の障害者の状況

圏域の総人口	119,045 人
身体障害者手帳所持者	4,666 人 (重度 2,430 人、中度 1,595 人、軽度 641 人)
療育手帳所持者	694 人 (重度 282 人、中度 211 人、軽度 201 人)
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者	704 人

身体障害者手帳所持者の重度は 1, 2 級、中度は 3, 4 級、軽度は 5, 6 級

2 圏域の現状と課題

- ・当圏域は、群馬県のほぼ中央部、関東平野の始まる位置にあたる 3 市町村からなり、古くからの交通の要衝として栄え、また県央中核都市のベッドタウンとしての機能を兼ね備え、豊富な水資源を活かした工業、山地の開拓による農業や、首都圏のやすらぎと保養地としての観光・温泉などを主要産業としてきました。
- ・一方、障害者のための精神科病院や障害者の入所施設、通所施設が他の圏域に比較して多く設置されています。
- ・精神科病院からの退院や施設の新体系への移行に伴い、多くの地域生活移行者が見込まれ、居住系サービスや訪問系サービスのサービス提供体制と就労や地域生活の支援体制の整備が求められています。
- ・モータリゼーションの普及に伴い山間部などは、公共交通網が十分整備されていない地域もあり、交通手段の確保は障害者にとってニーズの高い課題と言えます。

3 圏域のサービスごとの利用者数

(単位：人/月)

	訪問系サービス	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	療養介護	児童デイサービス	短期入所	グループホーム・ケアホーム	施設入所支援	旧法通所サービス	旧法入所サービス
平成 20 年 3 月の利用者数	50	10	-	1	-	-	17	1	18	8	54	2	89	222
平成 23 年度末の利用者数見込	75	237	6	28	16	13	124	5	23	28	104	193	-	-

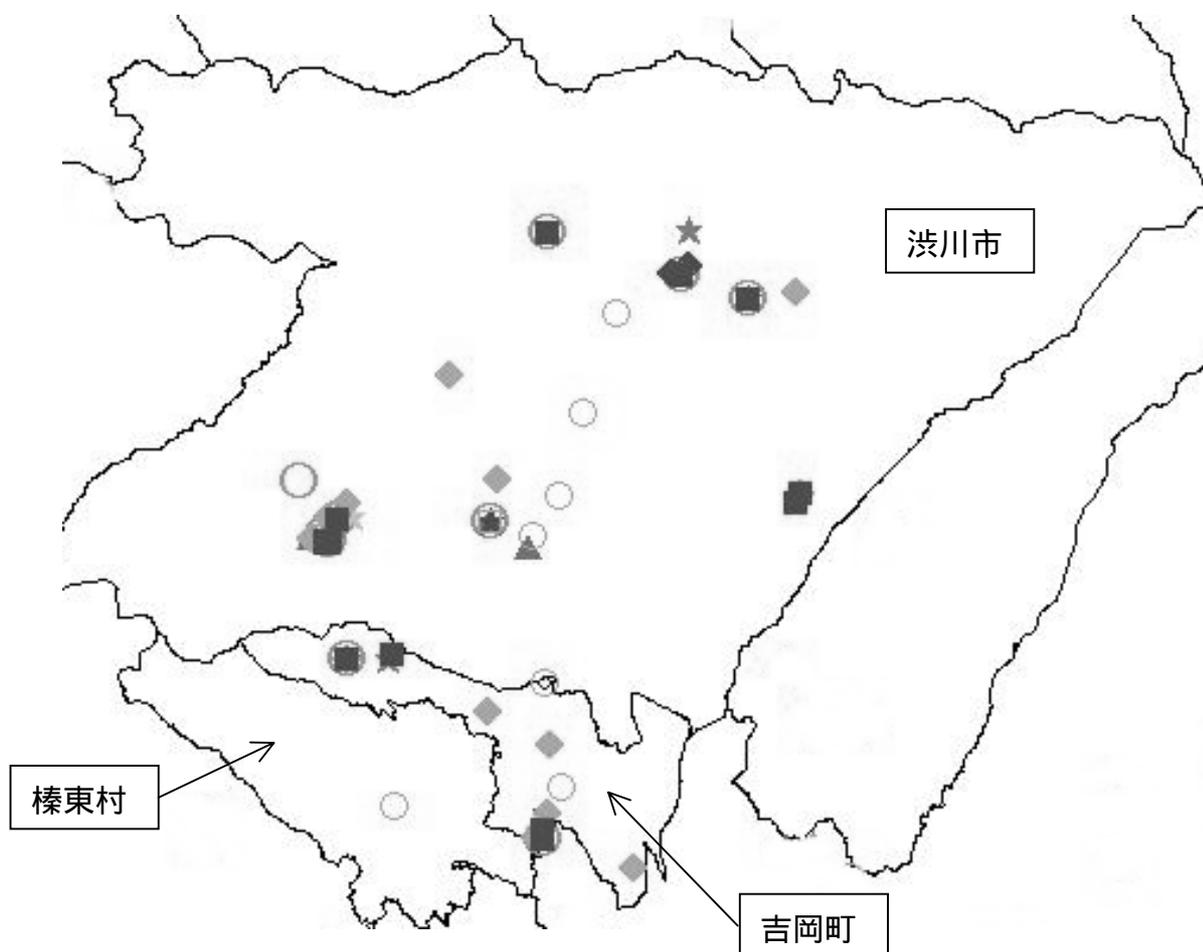
注：訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、行動支援及び重度障害者等包括支援をいいます。

注：旧法通所サービスには福祉工場及び小規模授産施設を、旧法入所サービスには知的障害者通勤寮及び精神障害者福祉ホーム B 型を含みます。

4 圏域のサービス供給体制

	訪問系サービス	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	療養介護	児童デイサービス	短期入所	グループホーム・ケアホーム	施設入所支援	旧法通所サービス	旧法入所サービス
平成20年4月1日現在の事業所数	6	2	-	-	-	-	1	-	1	14	11	2	3	16
平成20年4月1日現在の事業所定員数	-	177	-	-	-	-	35	-	20	35	211	170	70	695

5 圏域内の施設の設置状況



注 訪問系を ○、日中系を □、居住系を ◇ 又は △

6 圏域の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数 208人

【目標値】

上記のうち、平成23年度末までに施設から地域生活移行する者の数 21人

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【目標値】

受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が平成23年度末までに退院する見込数 60人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

平成23年度の1年間で福祉施設を退所し、一般就労する者の数 6人

7 取り組みの方向性

- ・地域生活移行者のニーズに応じた居住の場を供給するため、グループホーム、ケアホームの更なる整備を進めるとともに、福祉ホームの設置や、既存の賃貸住宅の活用についても関係機関と連携しながら進めます。また、指定相談支援事業所と協力して住宅入居等支援事業を研究します。
- ・訪問系サービスは、介護保険担当部署と連携して、サービスの量的な確保、質の向上、及び人材育成のための取り組みを推進します。
- ・就労支援については、就労支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者の一般就労に向けた支援を行い、官公需に係る受注機会の拡大に取り組み、福祉施設の就労についての支援を行います。
- ・地域生活については、日中一時支援事業、地域活動支援センター等を活用し日中活動の場や社会との交流の場を提供します。
- ・交通手段の確保については、関係機関と連携して、福祉タクシー、リフト付バス等の配置・利用しやすい運行を研究します。障害者割引制度の拡充について、国県へ3障害同一待遇を働きかけます。
- ・渋川地域の圏域が共同で設置している自立支援協議会を中心に地域生活や就労についての課題を調査研究し支援体制や環境整備を充実します。

第4章 計画の推進

第1節 計画の周知

障害のある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障害に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障害者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

第2節 計画の推進体制の確立

渋川市障害福祉計画策定委員会、連絡調整会議及び渋川市障害福祉計画策定懇話会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

第3節 国・県・近隣市町村との連携

障害のある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワー^{*}の確保等の課題解決に向けて、保健福祉圏域での広域対応や国・県との連携をさらに図ります。

第4節 障害者の障害者施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障害者や家族などのニーズや意見を把握し、施策に反映させていくことに努めるとともに、障害者と行政が手を携えて各種障害者施策を推進します。

第5節 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行などの達成状況を「渋川地域自立支援協議会」、「渋川市障害者計画推進委員会」で点検・評価します。点検、評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。

資料編

1 第2期渋川市障害福祉計画策定要領

第2期渋川市障害福祉計画策定要領

1 趣旨

この要領は、新サービス体系の移行に際し、障害者が安心して生活できる社会を目指し、平成18年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする渋川市障害福祉計画の第1期（平成18年度から20年度）と第2期（平成21年度から23年度）から成る計画のうち第1期計画の実績を踏まえ、国、県などの動向を反映した第2期計画策定のための必要な事項を定め、策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 計画策定の基本方針

本計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき、『社会に存在する障壁を解消し、「こころのバリアフリー*」を含めて障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を図るために、障害者が住みなれた環境の中でいつまでも生活することができるよう、家庭、地域、行政が一体となり、「ノーマライゼーション」を推進する。』という基本理念のもと、その後の社会情勢、障害者福祉を取り巻く環境変化及び国の基本的な指針などに考慮し、平成18年度に策定された本計画（計画期間：第1期（平成18年度から平成20年度）、第2期（平成21年度から平成23年度））のうち第1期計画の実績を踏まえ、第2期計画の策定を行い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

3 計画の名称

第2期渋川市障害福祉計画

4 計画策定の体制

- (1) 計画の策定を円滑に推進するため、別に定める設置要綱に基づき「渋川市障害福祉計画策定委員会」を設置する。
- (2) 計画に障害者等の意見を適切に反映させるため、別に定める設置要綱に基づき「渋川市障害福祉計画策定懇話会」を設置する。
- (3) 計画の策定を限られた期間に効果的かつ円滑に行うため、専門的知識とノウハウと実績が蓄積されたコンサルタントを積極的に活用し、計画の整合性、点検と情報収集分析等の策定業務をスムーズに行う。

5 基礎調査

・ 障害者アンケート調査、関係機関へのヒアリング調査

障害者等のサービス利用に関する意向及び事業者の新体系への移行希望等を勘案し、計画策定の基礎資料とする。

6 策定年度

平成20年度

7 計画期間

平成21年度からの3か年とする。

8 その他

男女共同参画の推進の観点から渋川市障害福祉計画策定懇話会委員のうち3割程度は女性委員とする。

2 渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 第2期渋川市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、必要な事項を総合的に協議、検討するため、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者を持って組織する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画策定に必要な事項

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は保健福祉部長、副委員長は、保健福祉副部長をもってあてる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 委員長は、必要がある時は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から平成21年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

2 委員会の事務局長は、社会福祉課長をもってあてる。

(連絡調整会議)

第8条 各総合支所の市民福祉課長で組織する連絡調整会議を設置する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

3 渋川市障害福祉計画策定委員会名簿等

渋川市障害福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

	氏名	職名
委員長	森田 一男	保健福祉部長
副委員長	勝田 治男	保健福祉副部長
委員	都丸 一徳	財政課長
"	佐久間 功	企画課長
"	後藤 晃	保険年金課長
"	加藤 広幸	市民生活課長
"	小島 智恵子	こども課長
"	立見 俊幸	高齢対策課長
"	狩野 孝久	地域包括支援センター所長
"	飯塚 賢一	健康管理課長
"	野坂 公隆	商工振興課長
"	田中 正敏	建築住宅課長
"	飯塚 匡	学校教育課長
"	篠田 由紀子	生涯学習課長

渋川市障害福祉計画策定連絡調整会議名簿

(敬称略)

	氏名	職名
事務局長	筑井 知恵子	社会福祉課長
委員	福島 芳子	伊香保総合支所市民福祉課長
"	野村 清美	小野上総合支所市民福祉課長
"	藤井 礼子	子持総合支所市民福祉課長
"	水澤 隆史	赤城総合支所市民福祉課長
"	田中 要一	北橋総合支所市民福祉課長
事務局	松井 彰彦	社会福祉課課長補佐兼GL
"	千木良 典行	社会福祉課主幹

4 渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(目的)

第1条 第2期渋川市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活することができる理想的な計画とするため、渋川市障害福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は市長が委嘱する委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

4 懇話会には、必要に応じて事案に関する者を出席させることができる。

5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、渋川市障害福祉計画策定委員会等において総合調整のうえ、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱施行の日から平成21年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 この懇話会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

5 渋川市障害福祉計画策定懇話会名簿

(敬称略)

	氏 名	団 体 ・ 職 名 等
委員長	星名 建市	渋川地区障害者福祉協議会
副委員長	眞下 宗司	市内障害者福祉施設
委員	狩野 富雄	渋川市社会福祉協議会
"	飯塚 秀利	渋川広域障害福祉なんでも相談室
"	新倉 保美	渋川地区医師会
"	佐藤 和子	渋川保健福祉事務所
"	松波 芳子	渋川市小・中学校長会
"	黒沢 洋明	榛名養護学校
"	岩佐 良則	渋川公共職業安定所
"	田邊 寛治	市内企業代表

6 障害者自立支援法第88条(市町村障害福祉計画)抜粋

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)

7 渋川市障害福祉計画策定の経過

年 月 日	策定経過	
平成20年10月14日	第1回渋川市障害福祉計画策定委員会	1 第2期渋川市障害福祉計画策定について 2 障害者アンケート調査について 3 その他
平成20年10月22日	第1回渋川市障害福祉計画策定連絡調整会議	1 第2期渋川市障害福祉計画策定について 2 障害者アンケート調査について 3 その他
平成20年10月30日	第1回渋川市障害福祉計画策定懇話会	1 会長の選出について 2 副会長の選出について 3 第2期渋川市障害福祉計画策定について 4 障害者アンケート調査について 5 その他
平成20年11月10日 ～11月25日	アンケート調査 (障害者)	
平成20年11月14日 ～11月28日	アンケート調査 (事業者)	
平成20年12月18日	第2回渋川市障害福祉計画策定委員会 第2回渋川市障害福祉計画策定連絡調整会議	1 第2期渋川市障害福祉計画(案)について 2 その他
平成20年12月25日	第2回渋川市障害福祉計画策定懇話会	1 第2期渋川市障害福祉計画(案)について 2 その他
平成21年1月13日	部長会議(庁議)報告	第2期渋川市障害福祉計画(案)について
平成21年1月19日	部長会議(庁議)協議	第2期渋川市障害福祉計画(案)について
平成21年1月23日	第3回渋川市障害福祉計画策定委員会 第3回渋川市障害福祉計画策定連絡調整会議	1 第2期渋川市障害福祉計画(案)について 2 その他
平成21年2月2日	議員全員協議会	第2期渋川市障害福祉計画(案)について 高齢者福祉計画と合同で付議
平成21年2月19日	第3回渋川市障害福祉計画策定懇話会	1 第2期渋川市障害福祉計画(案)について 2 その他
平成21年2月25日	自立支援協議会付議	第2期渋川市障害福祉計画(案)について

8 各圏域のサービス供給体制

	区分	訪問系サービス	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	療養介護	児童デイ サービス	短期入所	グループ ホーム・ケ アホーム	施設入所 支援	旧法通所 サービス	旧法入 所サー ビス
県全体	平成20年4月1日 現在の事業所数	190	21	0	2	9	0	14	0	11	61	53	7	45	61
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	741	0	26	84	0	240	0	130	165	735	399	1,314	2,892
渋川圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	6	2					1		1	14	11	2	3	16
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	177					35		20	35	211	170	70	695
前橋圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	35	5			1		5	0	5	7	13	2	8	5
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	133			15		74	0	60	25	138	77	227	266
高崎・安 中圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	38	5		1	2		2		1	13	7	1	10	14
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	76		6	15		34		10	25	81	7	274	576
藤岡圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	14									1	1		2	2
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-									5	4		82	77
富岡圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	2	2								2	1	1	1	1
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	90								4	15	70	30	5
吾妻圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	8									1	2		2	2
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-									4	14		35	207
沼田圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	12								1	1			2	1
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-								10	4			50	54
伊勢崎圏 域	平成20年4月1日 現在の事業所数	22	2		1	4		4		1	4	5		4	5
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	70		20	38		68		10	8	59		75	329
桐生圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	21	2								11	3		6	9
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	40								33	70		220	415
太田・館 林圏域	平成20年4月1日 現在の事業所数	32	3			2		2		2	7	10	1	7	6
	平成20年4月1日 現在の事業所定 員数	-	155			16		29		20	22	143	75	251	268

9 障害福祉サービスの対象者

居宅介護の対象者

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助が必要な人。

障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である人。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

区分2以上。

障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

（ア）「歩行」 「3．できない」

（イ）「移乗」 「2．見守り等」、「3．一部介助」又は「4．全介助」

（ウ）「移動」 「2．見守り等」、「3．一部介助」又は「4．全介助」

（エ）「排尿」 「2．見守り等」、「3．一部介助」又は「4．全介助」

（オ）「排便」 「2．見守り等」、「3．一部介助」又は「4．全介助」

重度訪問介護の対象者

居宅において入浴、排せつや食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助が必要な人。

障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する人。

二肢以上に麻痺等があること

障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

行動援護の対象者

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護が必要な人。

障害程度区分が区分3以上。

認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）。

重度障害者等包括支援の対象者

意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人及び行動上著しい困難がある人。

障害程度区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難があると認められた人。

生活介護の対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人。

障害程度区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）。

年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）。

自立訓練の対象者

機能訓練	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。</p> <p>入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。</p> <p>盲・ろう・養護学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。 等</p>
生活訓練	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。</p> <p>入所施設・病院を退所・退院した人、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。</p> <p>養護学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。 等</p>

就労移行支援の対象者

企業等への就労を希望する人、あるいは技術を習得し在宅で就労・起業を希望する人で、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識および能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより企業等への雇用または在宅就労が見込まれる人(65歳未満に限る)。

就労継続支援の対象者

雇用型	<p>次に掲げる人で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時に65歳未満)。</p> <p>就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>盲・聾・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない人。</p>
非雇用型	<p>次に掲げる人で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。</p> <p>企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</p> <p>就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>以上に該当しない方で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された人。</p>

療養介護の対象者

療養介護の対象者	<p>医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害程度区分5以上の人が想定されます。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

グループホームとケアホームの対象者

グループホーム	<p>就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。</p>
ケアホーム	<p>生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者と精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人が想定されます。障害程度区分では、区分2以上の人が想定されます。</p>

施設入所支援の対象者

夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者。
生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人(50歳以上の場合は、区分3以上)。
自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である人。

10 本市が取り組んでいる障害福祉計画に位置づけられている事業以外の主な事業

温泉療養事業

教養講座実施事業

聴覚障害者教養講座実施事業

在宅重度身体障害者理美容サービス事業

在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業

在宅重度身体障害者貸しおむつサービス事業

重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業

じん臓機能障害者等通院交通費助成事業

介護者用車両購入費補助事業

ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業

特別障害者手当等給付事業

特定疾患患者等見舞金支給事業

心身障害者扶養共済事業

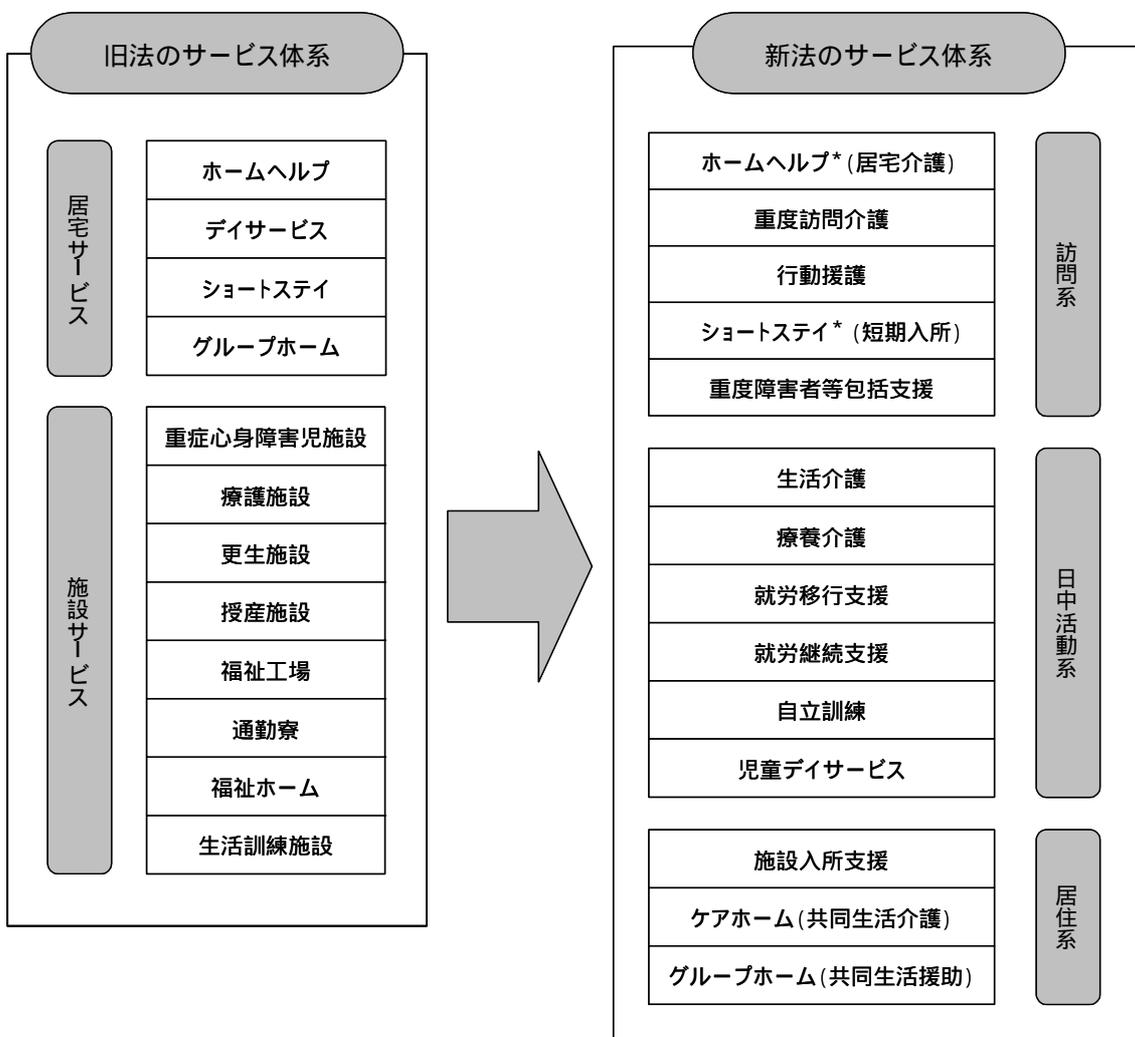
心身障害児通園事業

心身障害児（者）デイサービス事業

ゆうあいビック記念温水プール利用促進事業

1.1 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系

サービス体系の見直し



旧法のサービス体系は、障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法等により支援費制度として実施されています。

新法のサービス体系は、平成18年度から障害者自立支援法の創設により、給付制度として実施されています。

旧法のサービス体系は平成23年度までに新法のサービス体系に移行することとなっています。平成23年度までは両制度が混在する中で、サービス利用が行われます。

1.2 用語集

【アルファベット】

A L S（筋萎縮性側索硬化症）

脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン（運動神経細胞）が侵される病気で、難病*の一つに指定されています。

【あ行】

育成医療

障害のある児童に対して、手術などの必要な治療を行なうことによって、機能の回復、障害の除去や軽減が見込まれる場合に適用になります。肢体不自由児、視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、心臓障害、腎臓障害、HIVによる免疫の機能障害などです。児童福祉法第20条に基づいて、指定の医療機関での手術、理学療法、補装具による治療など医療費を助成します。

オストメイト

様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを人工肛門・人工膀胱と言い、総称してストーマと呼びます。ストーマを持っている人のことをオストメイトと呼びます。

【か行】

居住サポート事業

地域で暮らす障害者の方がさまざまな事情により住まいを考える時に、ご相談に応じ、その方に合った住まい所をご一緒に考え、制度の利用や一般住宅への入居などを支援します。

こころのバリアフリー

誰もがお互いの立場を尊重しあい、安心して暮らすことのできる社会を築くために、充実した福祉サービスの提供とともに、地域社会の一人ひとりがそれらのサービスを必要とする人たちへの理解を深め、誤解、偏見、差別をなくしていくことをさします。

ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

更生医療

身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療（手術）に給付される医療制度です。

【さ行】

サービスステーション

心身障害児(者)の介護をしている保護者が、一時的に介護をすることができない場合に、24時間対応型サービスステーションで心身障害児(者)の介護を実施することにより、心身障害児(者)の福祉の増進及び保護者の負担軽減を図るとともに、心身障害児(者)及びその家族のより豊かな生活の実現を支援することを目的とした施設です。

社会福祉協議会

すべての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるため、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されています。

障害者

身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

ショートステイ

在宅障害者の介護を行う者が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障害者が一時的に障害者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービスです。

身体障害

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害です。別表に記載されている障害は、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合があります。

精神障害

精神の異常や偏りの総称です。生得的な知能や性格が問題となる知的障害・性格障害、心因や環境因から生じる神経症、脳器質障害、内因性精神障害、身体疾患に基づく精神障害・薬物中毒等が含まれます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。交付を受けた人に対して各種の支援策を促進し、精神障害者の社会復帰および自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。医師（精神保健指定医など精神障害の診断または治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

成年後見制度

判断能力が精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして本人を援助してくれる人をつけてもらい、本人を法律的に保護し、援助してもらうための制度です。

【た行】

地域移行型ホーム

地域移行型ホームとは、入所施設又は病院の敷地内にあり、利用者の地域生活への移行を進めるための過程として位置付けられる事業所

地域移行推進員（自立支援員）

精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動や個別支援計画の作成と計画に基づき退院に向けた院外活動等に係る動向支援を行う人

地域活動支援センター（ 型・ 型・ 型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ 型～ 型までの類型が設定されています。

型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施

型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施

型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。

知的障害

同年齢の人の平均的水準と比較し、認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断などの知的機能が遅れている状態のことです。社会生活に必要な感覚・運動、自己統制、健康・安全、意思交換などに関する技能の獲得や適応行動に困難性があります。

デイサービス

施設に通ってもらい、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどのさまざまなサービスを日帰りで提供するサービスです。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されています。

原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病
経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ピアサポート事業

地域交流や自己啓発など障害者等の社会参加促進を目的とした事業（障害当事者が、障害者の活動をサポートする形態で実施する事業）

福祉ホームB型

症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰のために必要な指導等を行う施設

ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助や、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

ホームヘルプサービス

高齢者、障害者、難病患者等を対象に、家庭等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、助言など日常生活上の支援を行うサービスです。

【ま行】

マンパワー

人的資源のことです。保健医療福祉分野においては、サービスの担い手であるマンパワーの担う役割はますます重要になっており、質・量の両面における一層の充実が望まれています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記通訳者

要約筆記とは、聴覚障害者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達するものです。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法なども用いられてきています。要約筆記通訳者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人のことです。

【ら行】

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するものです。



第 2 期 渋川市障害福祉計画

平成 21 年 3 月

発 行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原 8 0 番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編 集 渋川市保健福祉部社会福祉課

